

資料編

港区

文化芸術

振興プラン

Minato City
Arts and
Culture
Promotion Plan

プラン改定経過

年	月	主な会議等	内 容
令和4年度	9月9日～ 9月30日	区民アンケート （港区文化芸術実態調査）	18歳以上の区民を対象とした 文化芸術に関する実態調査
	11月9日 ～ 1月13日	団体ヒアリング （港区文化芸術実態調査）	区内を拠点に活動する文化芸術 団体等を対象とした実態調査
令和5年度	5月17日	第1回推進委員会	港区文化芸術振興プラン改定に ついて（案）
	5月31日	第1回検討委員会	
	7月3日	第2回推進委員会	
	10月11日	第2回検討委員会	
	10月17日	第3回推進委員会	
	10月23日	教育委員会	港区文化芸術振興プラン（素案） について
	11月9日	庁議	
	12月15日、 22日	区民文教常任委員会	
	12月1日 ～1月4日	区民意見（パブリックコ メント）の募集	広報みなど、区ホームページ、 各総合支所等で素案を周知し、 広く区民や文化芸術団体等から の意見を募集
	1月31日	第3回検討委員会	港区文化芸術振興プラン（案） について
2月7日	第4回推進委員会		
	3月	「港区文化芸術振興プラン 5年度改定版）」決定	令和3年度～令和8年度（令和

2

港区文化芸術振興プラン検討委員会

(1) 設置要綱

令和4年12月15日

4港産国文第850号

(設置)

第1条 港区文化芸術振興条例（平成18年港区条例第47号）に定める基本理念のもと、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進する港区文化芸術振興プラン（以下「プラン」という。）の策定に当たり、様々な視点を踏まえて検討するため、港区文化芸術振興プラン検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) その他区長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者で区長が委嘱する委員7人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 公募による区民（区内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。） 3人以内
- 2 委員長は、前項第1号に掲げる委員のうちから委員の互選により選出し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、第1項第1号に掲げる委員のうちから委員長が指名し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(運営)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ検討委員会を開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対して検討委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 検討委員会は、非公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て公開とすることができる。
- 5 委員長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(守秘義務)

第6条 委員は、検討委員会の審議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、産業・地域振興支援部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年12月15日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 委員名簿

氏 名	所 属
◎小泉 元宏	立教大学 社会学部現代文化学科 教授 立教大学 大学院 社会学研究科 教授
○中村 美帆	青山学院大学 総合文化政策学部 総合文化政策学科 准教授
若林 朋子	プロジェクト・コーディネーター／ 立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科 特任教授
太下 義之	文化政策研究者／同志社大学経済学部 教授
遠藤 利枝	公募区民
菊田 智子	公募区民
篠田 徹也	公募区民

◎委員長 ○副委員長

3

港区文化芸術振興プラン推進委員会

(1) 設置要綱

令和5年4月1日
5 港産国文第186号

(設置)

第1条 港区文化芸術振興条例(平成18年港区条例第47号)に定める基本理念のもと、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進する港区文化芸術振興プラン(以下「プラン」という。)の改定に当たり、文化芸術振興施策の横断的な展開を図るため、港区文化芸術振興プラン推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プランの改定及び推進に関すること。
- (2) その他区長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、文化芸術事業連携担当部長をもって充て、会務を統括する。
- 3 副委員長は、産業・地域振興支援部地域振興課長をもって充て、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 推進委員会は、委員長が招集する。

- 2 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ推進委員会を開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対して推進委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 推進委員会は、非公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て公開とすることができる。
- 5 委員長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、産業・地域振興支援部地域振興課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

芝浦港南地区総合支所協働推進課長

産業・地域振興支援部観光政策担当課長

教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課長

(2) 委員名簿

所 属	氏 名
◎文化芸術事業連携担当部長	荒川 正行
○産業・地域振興支援部 地域振興課長	木下 典子
芝浦港南地区総合支所 協働推進課長	中村 ゆかり
産業・地域振興支援部 観光政策担当課長	宮内 宏之
教育委員会事務局教育推進部 生涯学習スポーツ振興課長	竹村 多賀子

◎委員長 ○副委員長

4

区民アンケート

(1) 調査の概要

■調査の目的

区民の文化芸術活動の実態やニーズ、区の文化芸術振興施策やみなと芸術センターへの期待を把握し、令和5（2023）年度からの「港区文化芸術振興プラン」策定のための基礎資料とすることを目的に実施。

■調査の対象

令和4（2022）年8月19日現在、港区に住民登録をされている満18歳以上の方から2,000人を無作為抽出。（外国人を含む）

■調査の期間

令和4（2022）年9月9日～9月30日

■調査の手法

郵送配布、郵送又はインターネットによる回答

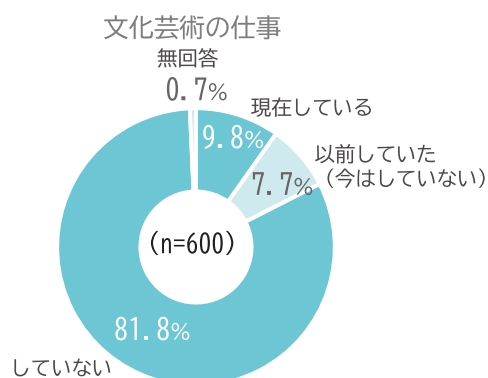
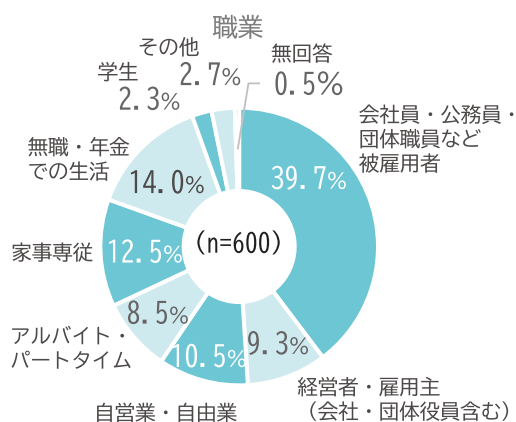
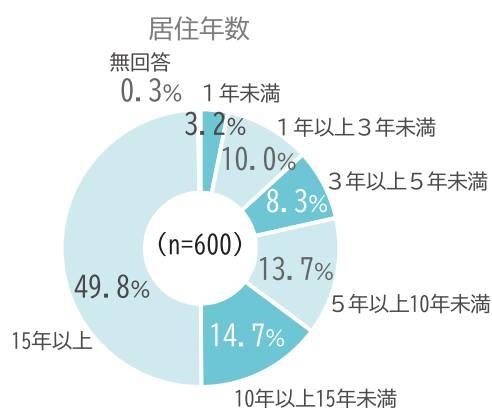
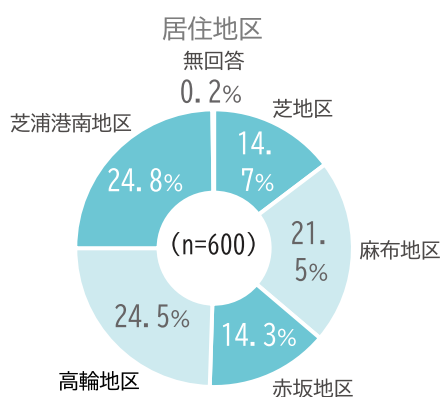
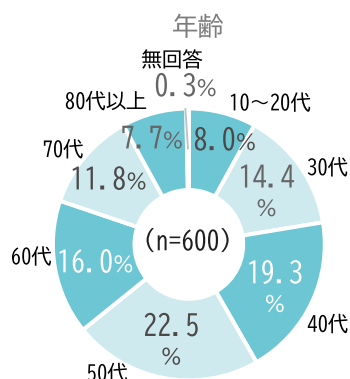
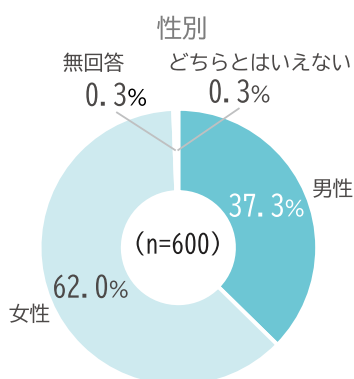
■調査の内容

- ・回答者の属性
- ・文化芸術に関する活動について
- ・港区の文化芸術について
- ・（仮称）文化芸術ホールについて
- ・自由回答

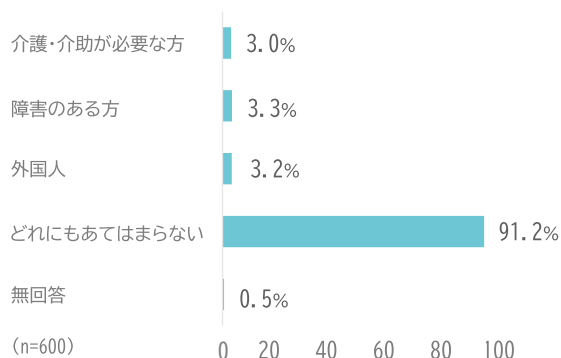
■回答状況

有効回答数 600 件、有効回答率 30.0%

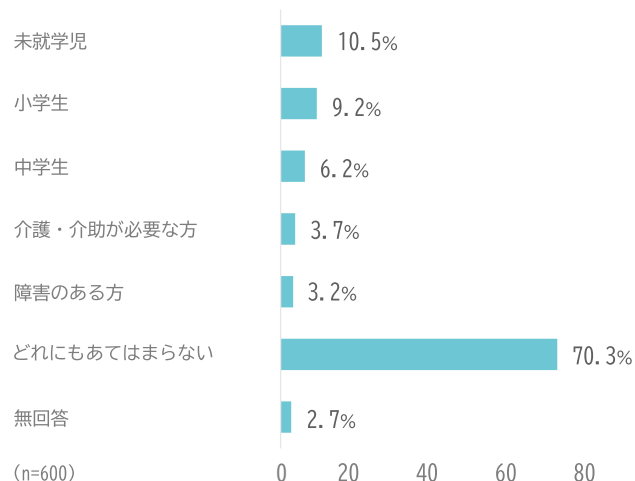
(2) 調査の結果



自身の状況 (〇はいくつでも)

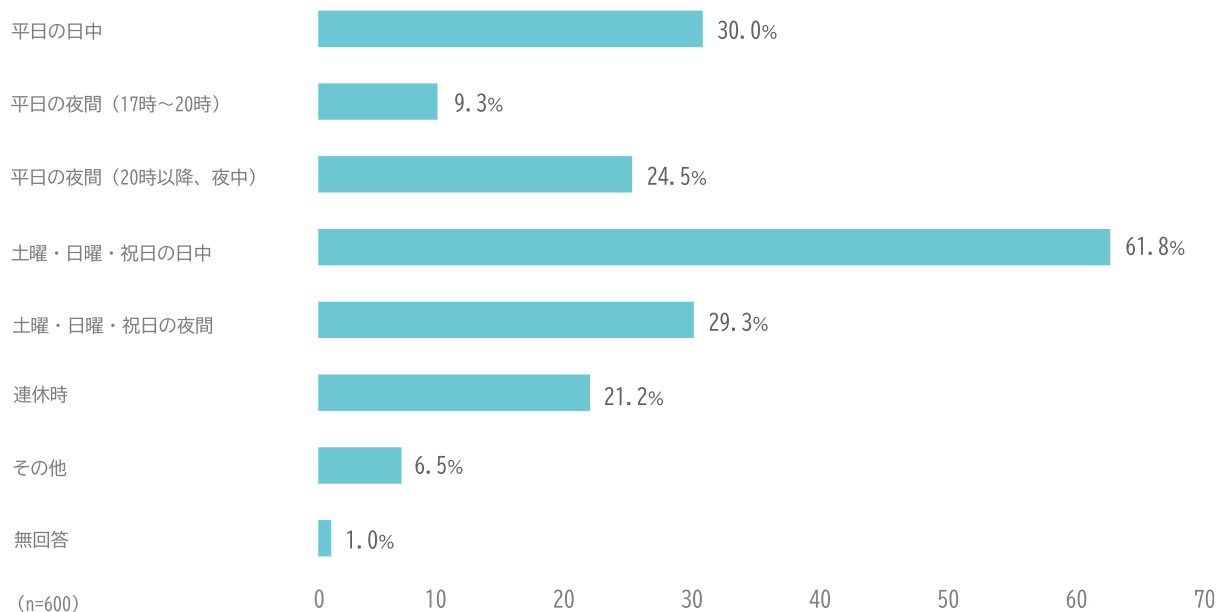


同居家族 (〇はいくつでも)

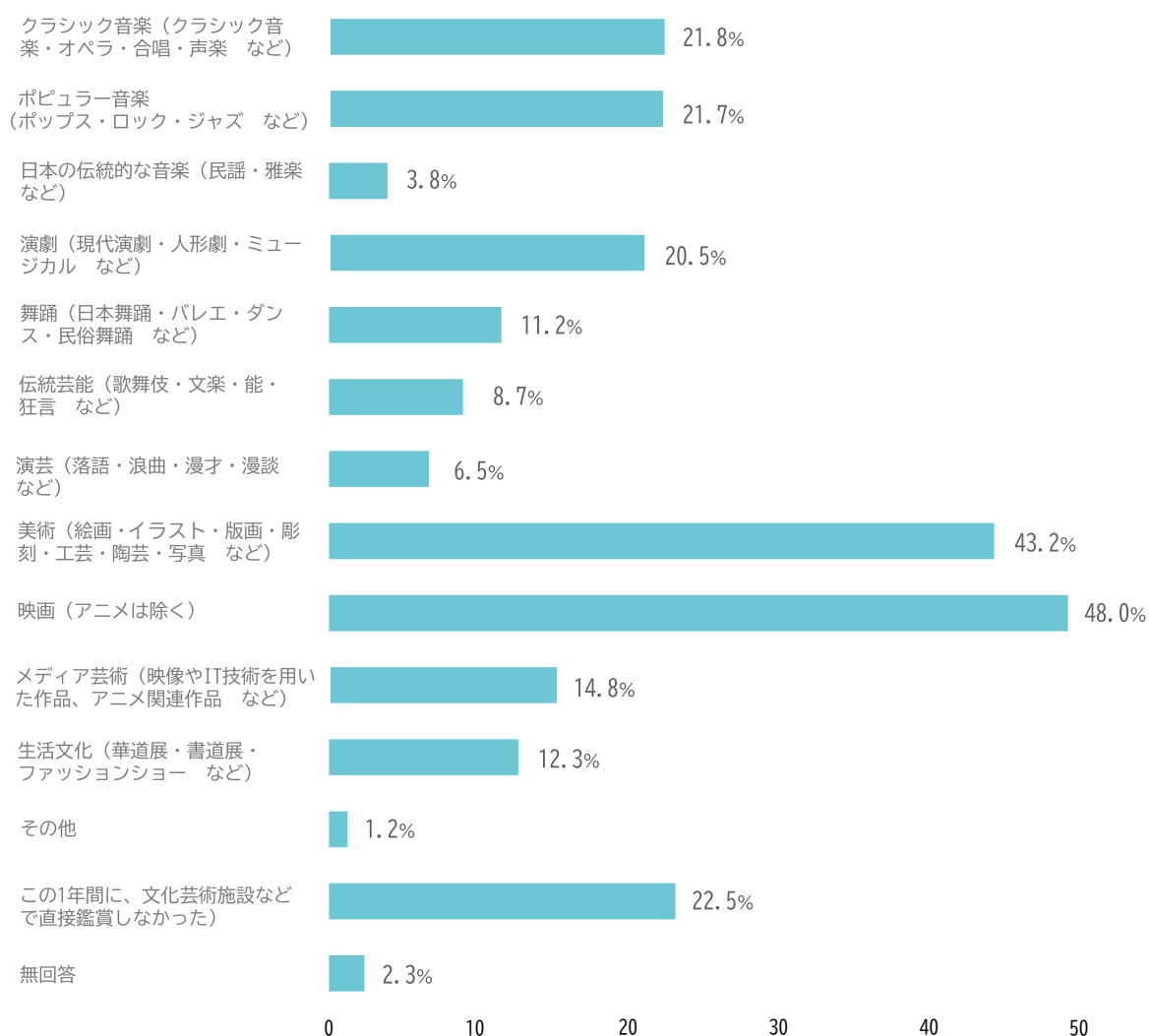




趣味や余暇活動を行うことが多い曜日や時間帯を教えてください。
(〇はいくつでも)

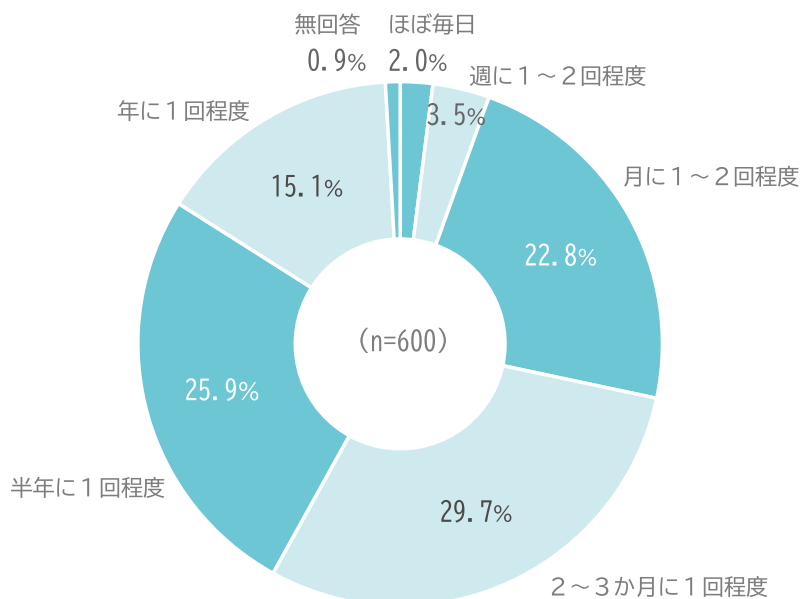


あなたは、この1年間に、次のような文化芸術の公演、展示などを鑑賞しましたか。
(テレビやインターネットなど自宅での鑑賞は除きます) (〇はいくつでも)

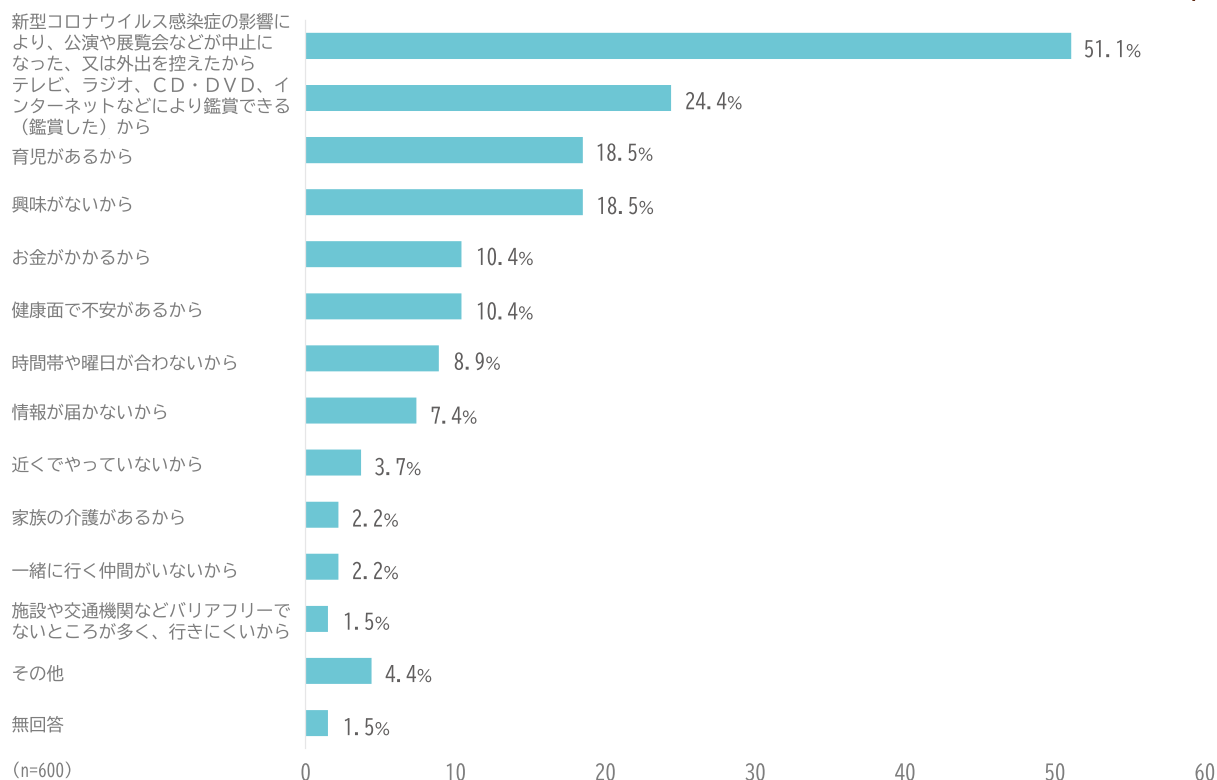




この1年間に、どの程度鑑賞しましたか。
(〇は1つ)

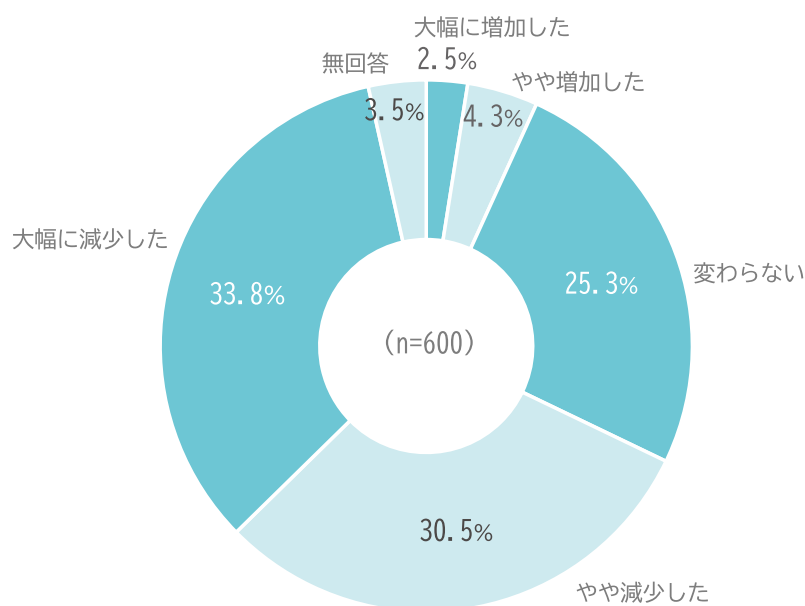


文化芸術施設やイベント会場で鑑賞をしなかった理由をお知らせください。
(〇は3つまで)

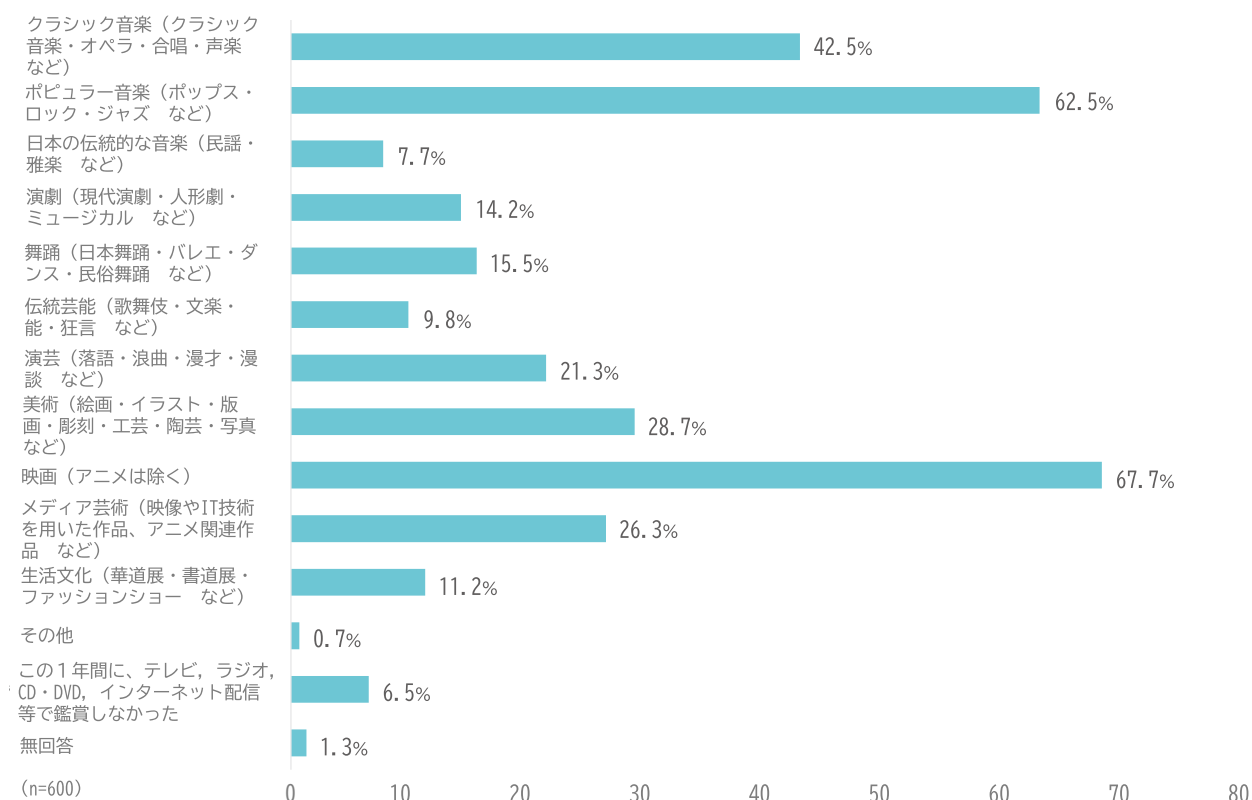




コロナ前と比べて、この1年間に、文化芸術イベントを直接鑑賞した頻度の増減についてお聞かせください。(〇は1つ)

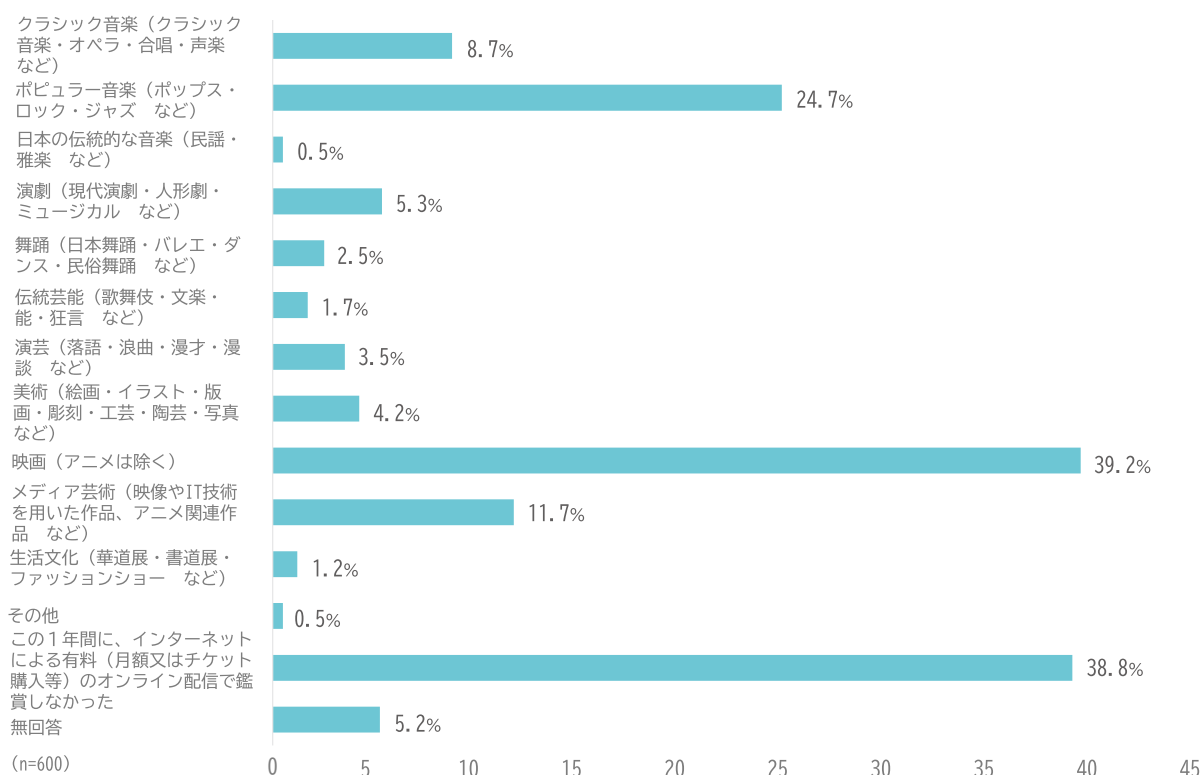


この1年間に、次のような文化芸術のジャンルに関して、テレビ、ラジオ、CD・DVD、インターネット配信等により鑑賞しましたか。(〇はいくつでも)



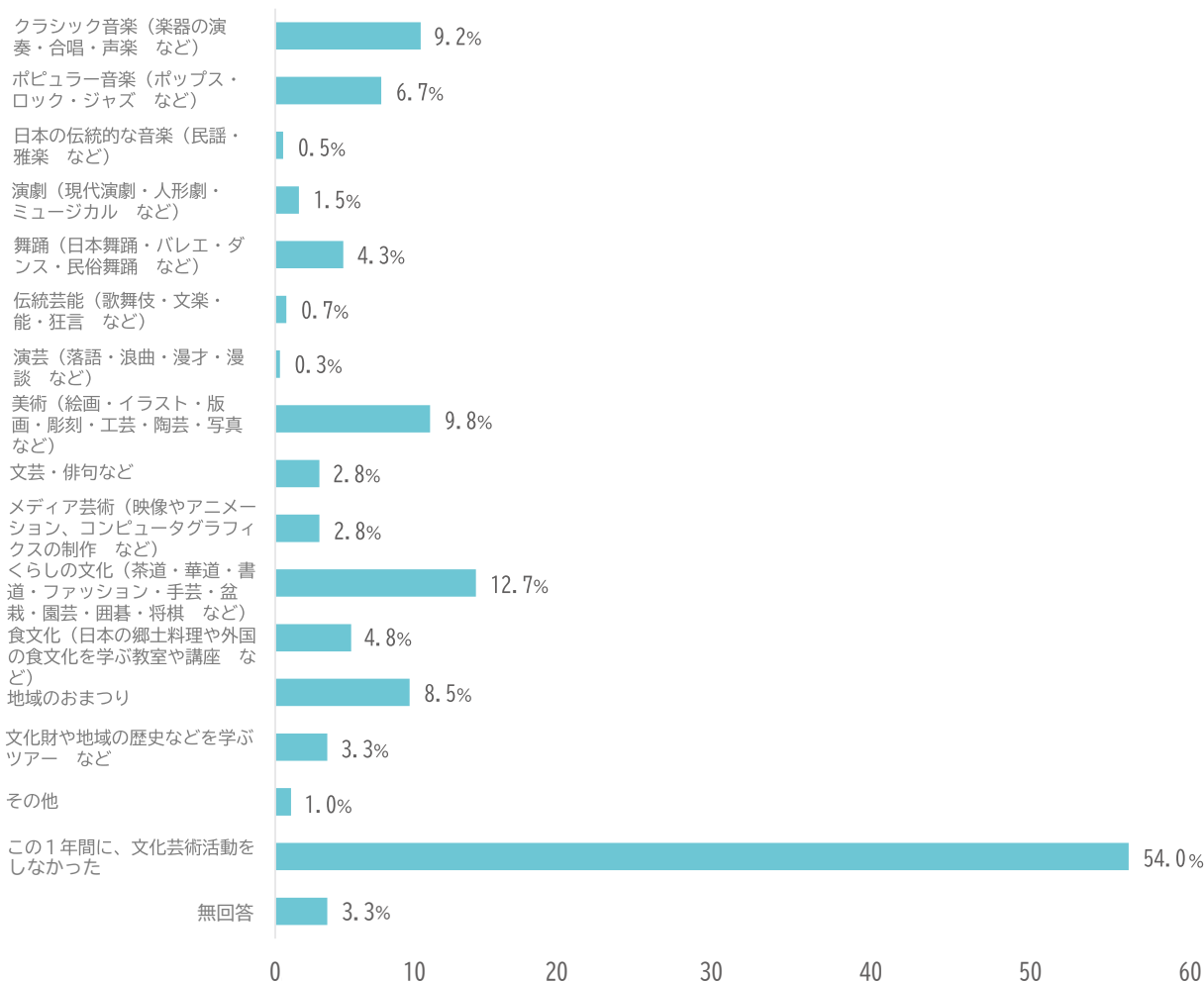
問

この1年間に、次のような文化芸術のジャンルに関して、インターネットによる有料（月額又はチケット購入等）のオンライン配信により鑑賞したものはありますか。（〇はいくつでも）

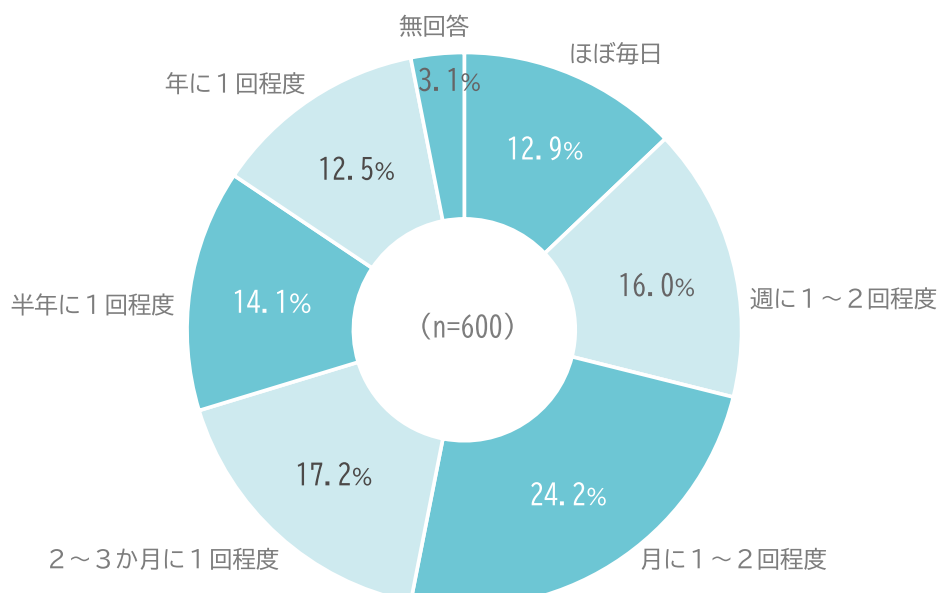




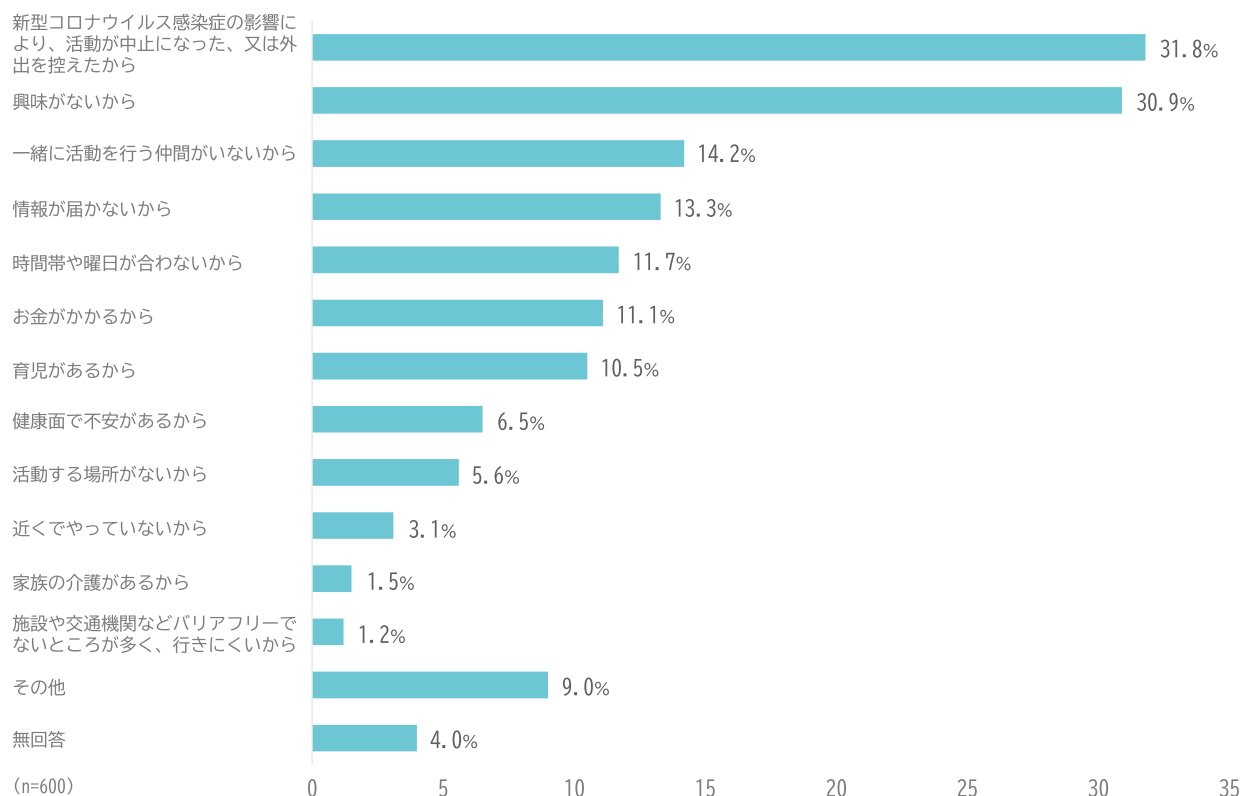
この1年間に、次のような文化芸術活動（練習、発表、参加、創作、企画）をしましたか。（自宅での活動を含みます）（○はいくつでも）



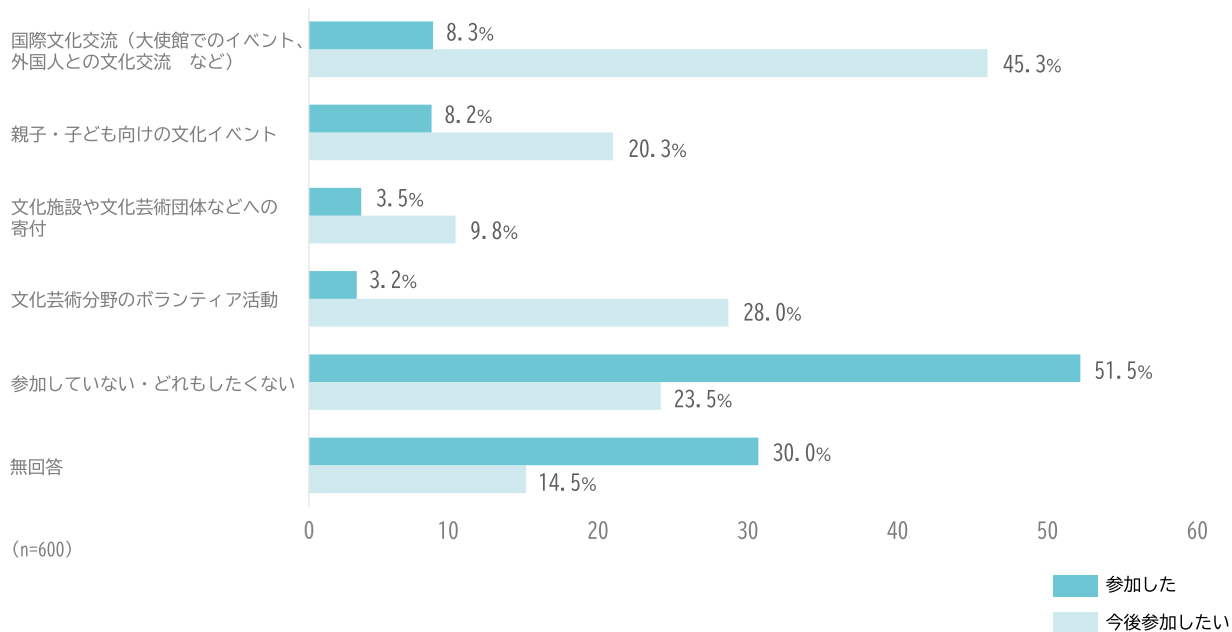
活動の頻度はどの程度ですか。（○は1つ）



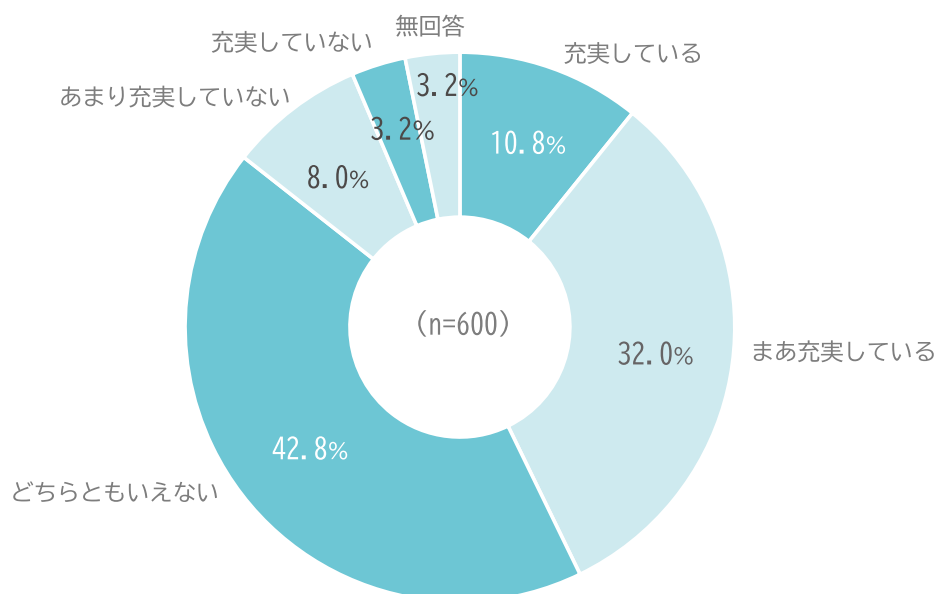
問 文化芸術活動を行わなかった理由をお知らせください。 (〇は3つまで)



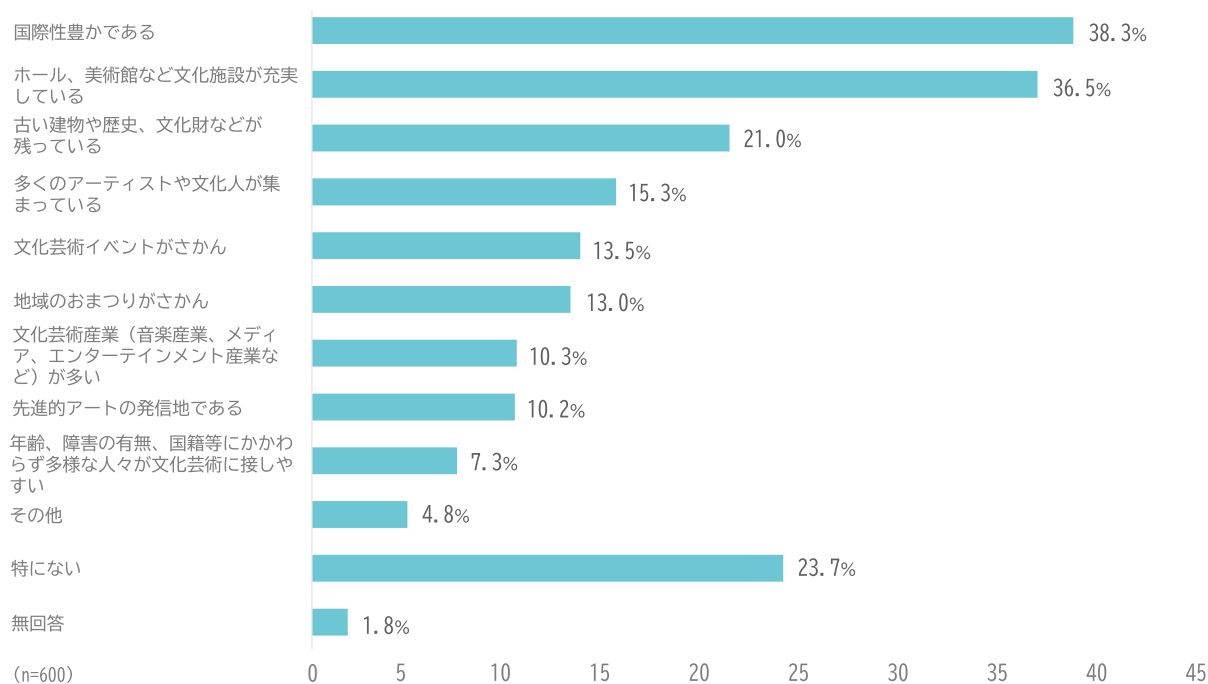
問 この1年間に、文化芸術に関する次のような活動に参加しましたか。 また、今後してみたいものをお知らせください。(〇はいくつでも)



問 区内の文化芸術環境（鑑賞・参加・創作機会など）は充実していると思いますか。
（○は1つ）

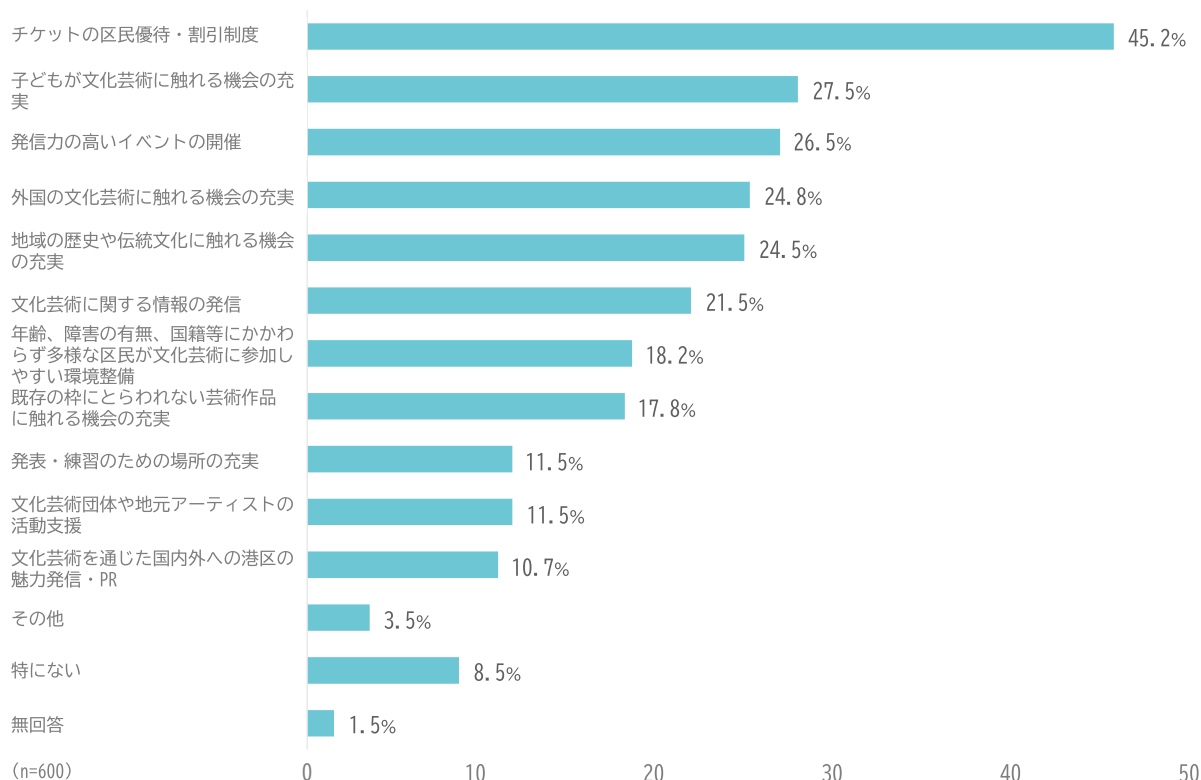


問 区内の文化芸術環境について、どのようなイメージをお持ちですか。
（○は3つまで）

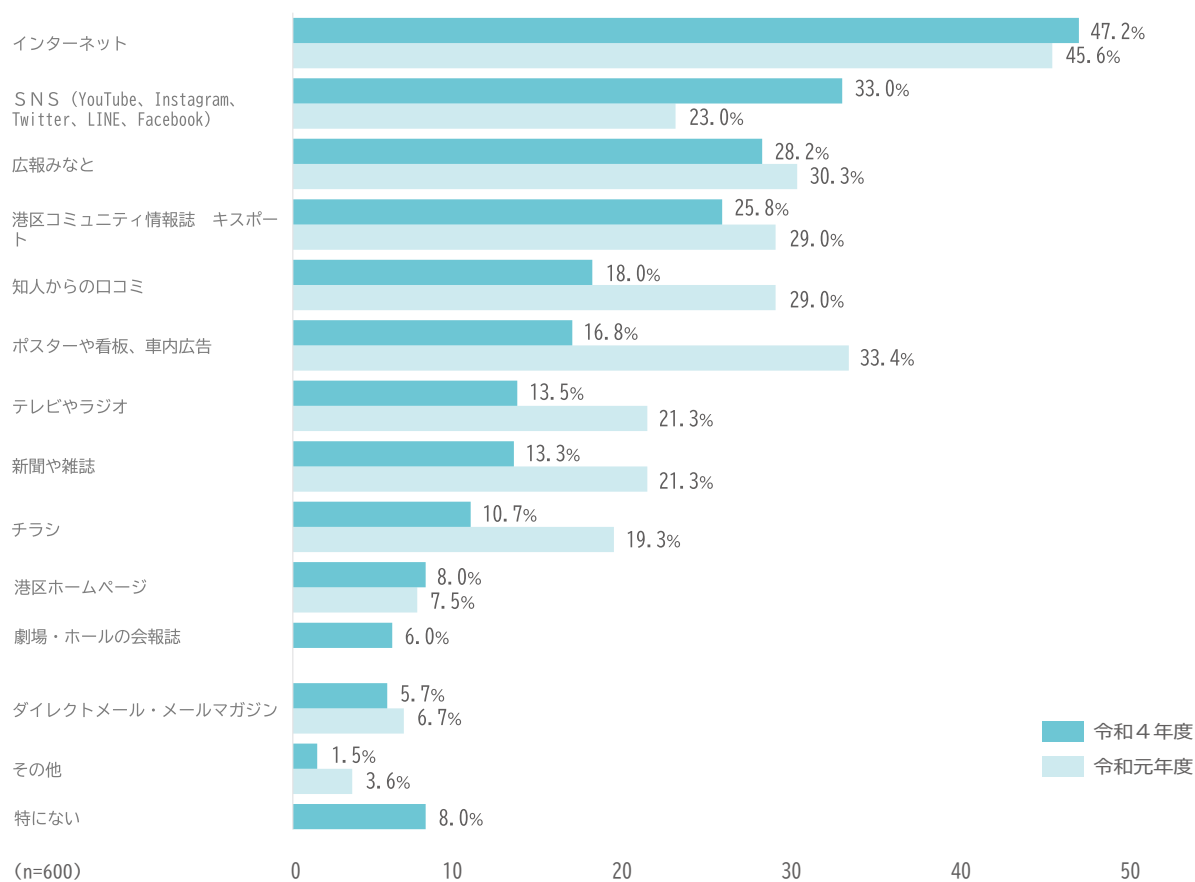




今後、区内の文化芸術を発展させるため、区はどのようなことに力を入れていくのが良いと思いますか。(〇は3つまで)

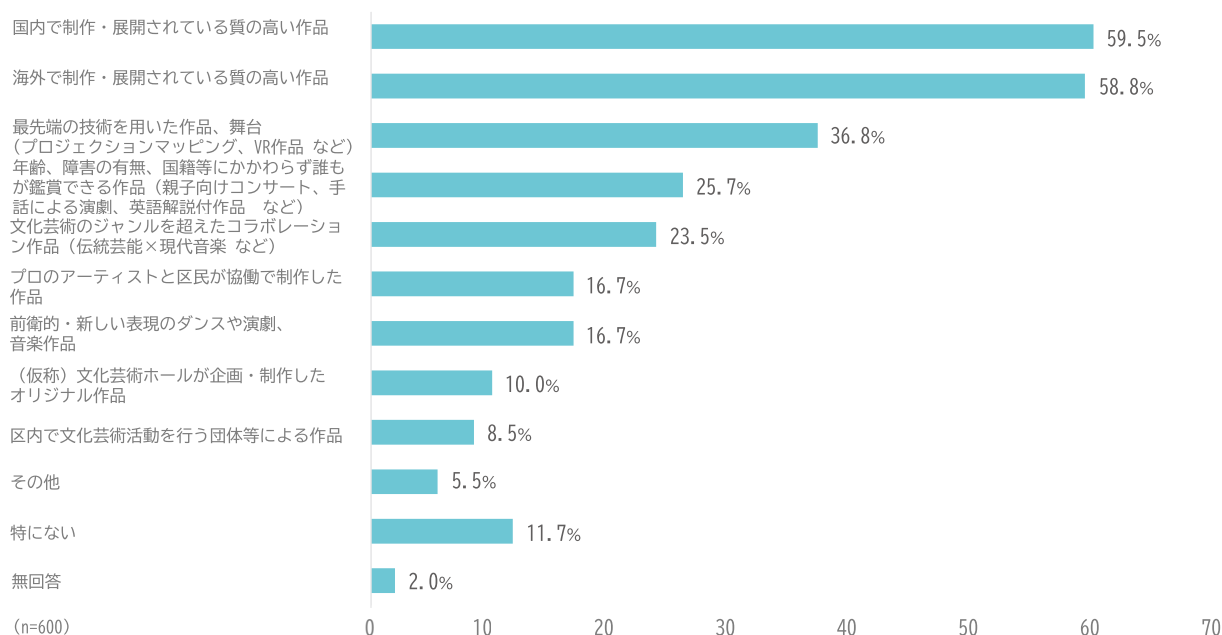


問 文化芸術に関する情報を、普段どのような手段で入手していますか。
(〇は3つまで)

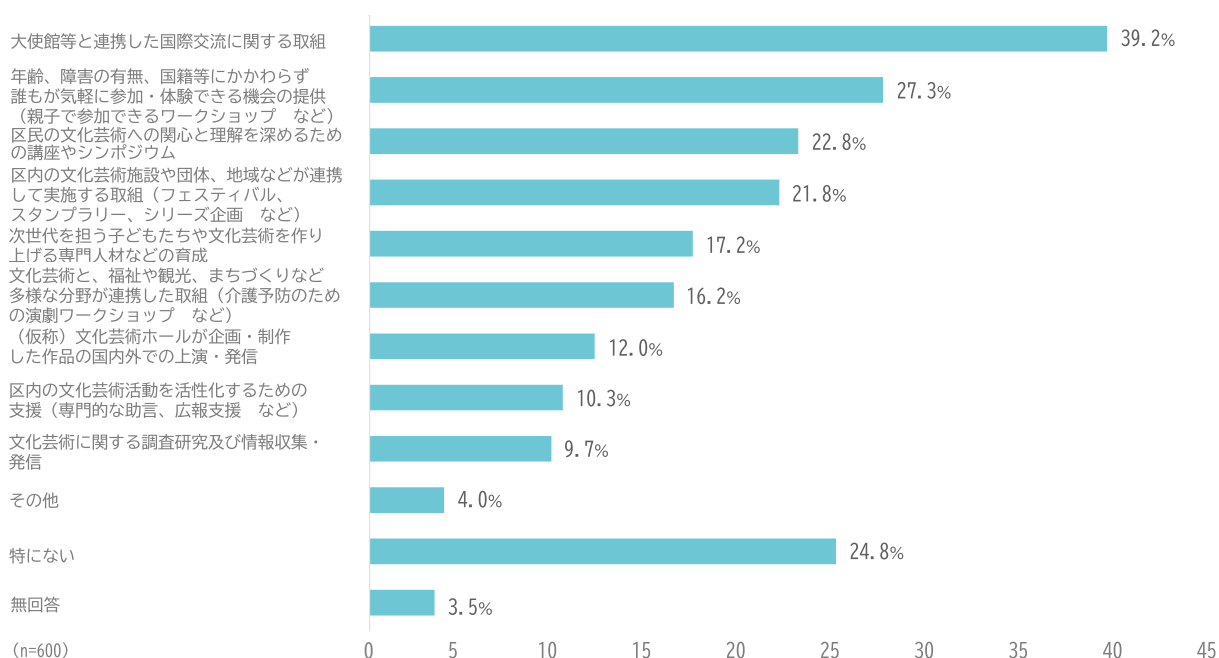




みなと芸術センター（（仮称）文化芸術ホール）で、どのような公演を鑑賞
したいですか。（〇はいくつでも）



みなと芸術センター（（仮称）文化芸術ホール）で、どのような事業に参加
又は関与したいですか。（〇はいくつでも）



団体ヒアリング

(1) 調査の概要

■調査の目的

文化芸術団体等の活動内容や課題、新型コロナウイルス感染症の影響や助成金の活用について、みなと芸術センターにおける協働事業の実施について等の意向等を把握し、令和5(2023)年度からの「港区文化芸術振興プラン」改定のための基礎資料とすることを目的に実施。

■調査の対象

区内に拠点を置く文化芸術活動団体や文化芸術施設等、37 団体

■調査の期間

令和4(2022)年11月9日～令和5(2023)年2月28日

■調査の手法

調査員が出向き、対面又はオンラインによる聞き取り調査

■調査の内容

- ・新型コロナウイルス感染症の影響
- ・共生社会に向けた対応
- ・助成金の活用について
- ・公演や事業を行う際の区有施設の利用について
- ・障害者支援団体における活動内容
- ・他団体（企業・施設）や他ジャンルとの連携状況
- ・区民との関わり状況
- ・港区の文化芸術振興施策について
- ・みなと芸術センターにおける協働事業の実施について

■ヒアリング対象一覧

分 野	団体等名称
歴史文化、伝統芸能、生活文化など	港区華道茶道連盟
	赤坂無形文化振興会
	妙定院
劇場・ホール、美術館、博物館など	松岡美術館
	TEPIA 先端技術館
	紅ミュージアム
	サントリー美術館
	東京海洋大学 マリンサイエンスミュージアム
	21_21 DESIGN SIGHT
	根津美術館
実演家団体、文化産業、文化振興団体など	Dance New Air 実行委員会
	スロームーブメント実行委員会
	特定非営利活動法人 虹色の風
	桃花葉
	Ensemble Levent (アンサンブル・ルヴァン)
	港区音楽連盟
	劇団ふあんハウス
	studio24
	Attractive Elders (アトラクティブ・エルダース)
	Tapestry (タペストリー)
	赤坂こども邦楽団
	studio ARCHITANZ
	ensemble-no (アンサンブルノウ)
	東京室内管弦楽団
観光、まちづくり、イベント実行委員会、教育・研究機関など	白金北里通り商店会
	コドモチョウナイカイ事務局
	芝百年会
	株式会社 SHIBAURA HOUSE
	慶應義塾大学アート・センター (慶應義塾ミュージアム・コモンズ)
	六本木アートナイト実行委員会
	株式会社虎屋 虎屋文庫
	赤坂一期一会プロジェクト
	一般社団法人 竹芝エリアマネジメント
	一般社団法人 みつ蛸
国際文化交流、大使館など	フィンランド・タンゴ&ダンス国際協会
	一般社団法人 エチオピア・アートクラブ
	ハンガリー文化センター

(2) 調査の結果

団体ヒアリング調査での主な意見を、内容ごとに次のとおりまとめました。

① 新型コロナウイルス感染症の影響

歴史文化、伝統芸能、生活文化など
●オンラインなどデジタル対応できる人が少なく、手が回らなかった。 ●オンライン会議の普及、役所手続のデジタル化により在宅で対応可能なことが増えて良かった。 ●イベント参加者の年齢層が高かったため、若い世代の取込みのため、ホームページ、X（旧）Twitter、Facebook での情報発信をはじめた。
劇場・ホール、美術館、博物館など
●コロナを機に、講座をオンラインで開催するようになった。現在は、リアルも再開し始めており、対面とオンラインのハイブリッド型で事業を実施している。 ●オンラインを始めたことで、今まで来館できなかった方に当館を知ってもらうことができた一方、実際に体験する良さを顧客も再認識するようになった。 ●小さなミュージアムなので、コロナ前には来館者 20 人くらいで一杯になったが、オンラインでの講座開催等により、人数制限もなく、地方や海外からのアクセスも増え、お客様の幅が広がった。 ●コロナ禍で人数制限をするようになったが、入場者数をコントロールできるようになり、その結果美術鑑賞の在り方を再確認する契機となった。
実演家団体、文化産業、文化振興団体など
●コンテンポラリーダンスの特性上、オンラインで舞台芸術を伝えることは難しく、全体的に発表の場が減っている。また、発表の規模が縮小しており大規模な作品が生まれにくい状況になっているため、今の若手が大規模な舞台を経験できない状況に懸念を抱いている。 ●活動場所の人数制限により、ワークショップの規模を減らす必要が生じた。 ●オンラインを活用してみた所感としては、対面と比べて活動の良さが出にくい半面、障害のある方がインターネットにアクセスする機会が増えて、慣れることができた点は良かった。 ●オンライン配信をすることで、動画が残り、二次利用ができたりと活動内容を広く発信できるのが良かった。有料で配信するアプリケーションを使った。ライブ配信が前提で、他の施設のインターネットが有線で繋がる場所であれば配信できる。コロナが長引いて目新しさは減っているが、作品が残るのは後々効いてくると思うので、赤字でも続ける意味があると思っている。 ●休止の間は今までの活動を振り返る貴重な機会となり、これまでの活動記録動画の編集、アーカイブ化などに力を注いだ。 ●緊急事態宣言中は、高齢者の運動の機会が失われないように「LINE LIVE」（ライブ配信アプリ）で運動の機会を提供した。その後は Zoom を使い、今も対面とオンラインのハイブリッドでやっている。 ●コロナ流行期間中のため、対面とオンライン両方で実施できるように Zoom でのレッスンも導入したため、団体の活動の継続性を確保することができると同時に参加者の IT リテラシーが向上した。

- 音楽をオンラインで合わせることにメリットを感じなかったもので、活動を休んだが、この間を充電期間とし音楽に向き合う時間を持てたので良かった。
- スタジオの面積が広いため家賃が高く給付金でも賄えず、貯金を取り崩した。3年くらい苦しい状況が続いている。
- 劇場公演を令和2（2020）年、令和3（2021）年は中止したが、実施に向けた準備やキャンセルにお金がかかっている負担があった。
- 港区の新型コロナウイルス感染症対策関連の助成金を使い、オランダ大使館の協力でオランダの有名オーケストラとオンラインセッションをYouTubeで配信した。
- YouTubeは反響があるので、もっと充実させたい。

観光、まちづくり、イベント実行委員会、教育・研究機関など

- ワークショップは20人規模だったが、密にならないよう人数を減らして実施した。
- 令和2（2020）年、令和3（2021）年の2年間は公開講座等のリアル活動ができず、アーカイブ本の制作に注力した。
- 令和2（2020）年4月開催の展示会は休館で公開できなかった。代わりに、展示作業の様子やアーティストのリモートギャラリートーク等のイベントを開催した。コロナ禍であるからこそ実施できた展覧会を開催した。また、開催できなかった展覧会の記録を撮りながら、状況を記録する記録集を作成し、色々な方に見ていただき、コロナ禍でのアーカイブという観点で評価をいただいている。
- 講演会は資料の著作権の問題がありオンラインの対応が難しい。トークのインスタライブは行った。
- 令和4（2022）年のオンライン交流会は3日間開催した。全国各地からアクセスがあり、新聞メディアに記事にしてもらうことができた。
- コロナの感染拡大時に予定していた事業について、開催時期の変更を余儀なくされた。
- オンライン開催としたことで、広く情報発信ができ、地方や海外に住む作品出展者の関係者が参加することができた。

国際文化交流、大使館など

- オンラインは場所、時間を問わないメリットがある反面、参加者の意識や臨場感が乏しく、コミュニケーションが一方通行になることがあるため、令和4（2022）年のイベントは感染予防に留意しつつワークショップ形式を取り入れたり、Zoomで参加者に映像を送って貰うなどを計画している。
- オンラインで海外とつないでバーチャル民俗音楽セッションを行ったが、現地の回線が安定しておらず、音楽の生配信は難しいと思った。世界中から見られるというオンラインのメリットを生かして、音楽は録画を流し、トークはオンラインという形がよいと思う。
- 令和元（2019）年12月に施設がオープンして間もなく、コロナの影響により、令和2（2020）年4月から6月は臨時で休館した。
- 再開後は人数を制限してオンラインを活用し、SNSを強化した。現在は、必要に応じてオンラインを活用しつつ、対面イベントでは人数制限はしていない。
- 新たな取り組みとして高齢者施設や幼稚園等に行くことを企画し、施設等に連絡を取ったが、新型コロナの影響により実現しなかった。
- 区有施設を活用して事業を実施しようと検討していたが、新型コロナワクチン接種会場のタイミングと重なってしまったため実施を見送った。

② 共生社会に向けた対応（多言語・外国人、障害者、高齢者、子ども等の対応など）

歴史文化、伝統芸能、生活文化など
●過去に初心者体験コースに外国人が参加した際には、英語対応ができる先生に依頼をして対応した。 ●それぞれの個人の生活体験が違いすぎると共生が難しくなるので、区立の小・中学校を巻き込んでの互いを認め合うような体験が大事だと思う。 ●外国人が来れば英語で対応している。パンフレットの最後のページは英語を掲載しているが、英語以外の多言語対応は進めるべきだと思う。
劇場・ホール、美術館、博物館など
●施設内はバリアフリーであり、障害者用駐車場、車椅子を設置しており、電話があれば駐車場まで施設の職員が迎えに行く。それをよく利用する人もいる。 ●館内は2ヶ国語対応済みであり、年内に中国語と韓国語のパンフレットを用意する。 ●トイレの多目的化、障害者用の駐車スペースの設置等、障害がある方への対応もしている。 ●障害のある方向けに特別の展示やイベントを開催していないが、施設としては全館バリアフリー対応になっている。車椅子の方も来館されている。 ●イヤホンガイドやサイン類は英語対応している。 ●パンフレットは一部英語対応している。展示物には英語の説明はないが、ラベルに英名が記載されている。 ●館内にはスロープ、手摺、多目的トイレ、オムツ交換シート、ベビーチェアのある誰でもトイレを設置し、車椅子の貸出しもしている。 ●パンフレットは英語版、子ども向けもあり、展示物の説明パネルには英語表記がある。 ●小学校の授業の一環として来館があるが、要望があれば未就学児にも対応したい。 ●パンフレットは、英中仏韓の多言語対応をしている。ホームページも日英で表示を切り替えることが可能となっている。 ●1階と2階それぞれに誰でもトイレを設置しており、オストメイトにも対応している。 ●ベビーカーの貸出や授乳室も用意している。
実演家団体、文化産業、文化振興団体など
●コンサート来場者は高齢者が多い。若い人達の参加を促したいが、どのように若い人を取り込むか思案している。 ●日常生活で生きづらさを感じている方、発達障害があると思われる方などを対象に、ダンスワークショップを週に一度開催しており、毎回10～15人程度の方がダンスを媒介にして自分のことを話す機会となっている。 ●チラシ等にはふりがなや、やさしい日本語を使っており、情報が行き届くように試行錯誤することが重要と捉えている。 ●男女平等参画センター（リーブラ）ホールで子育て世代がベビーカーで演奏中でも自由に入って来られ、幼い子どもから高齢の方まで参加できる形で行った。 ●インターネット配信を見ない高齢者用にチラシを工夫して作成している。 ●問い合わせや来場者には高齢者が多い。子どもの入場も制限をしていないので小さいお子さんを連れた方も多くおり、気軽に来ていただいている演奏会になっていると思う。 ●外国人や若い人に対しての宣伝ができていないと感じており、ホームページの作成

を検討している。

- 熱意とやる気さえあればどんな人でも本物の芝居ができるというスローガンを掲げ、視覚障害のある方も含めたメンバー全員で力を合わせて公演をつくっている。
- 障害のある観客への対応として、音声ガイドの案内、ガイドヘルプボランティアや場内誘導のボランティアの導入、車いすやストレッチャーへの対応をしている。また聴覚障害者には事前に台本を送付するなどしている。
- 音声ガイドは、NHKのアナウンサーに協力してもらい、視覚障害者の役者の助言を受けながらわかりやすいガイド制作を心がけ、FM ラジオで聞けるようにしている。
- ガイドヘルプボランティアは最寄駅から劇場までの案内や付き添いをしており、場内誘導ボランティアは劇場内のトイレや座席案内を行っている。公演があるたびにボランティアを募集している。
- 聴覚障害のある観客でも楽しめるように、事前に台本を送ってストーリーを把握してもらい、当日楽しめるように工夫している。

観光、まちづくり、イベント実行委員会、教育・研究機関など

- インクルーシブな視点での文化体験の提供については、展覧会等に視覚障害のある方がいる場合に個別に対応する等の個別対応をしている。
- 文化体験の包摂性をどう担保していくのかという観点から、インクルーシブやアクセシビリティに関する勉強会・研究会を令和3（2021）年から立ち上げている。様々な方をゲストに招き、その成果を社会に対して共有している。また、視覚障害のある方等とのワークショップも開催し、展覧会やホームページ上で、そのような方々が情報にアクセスしやすいような工夫につなげている。
- 館内設備のバリアフリー化、車椅子、杖を使う人、ベビーカーでも見やすい通路、展示の工夫、展示の解説、接客の多言語化、展示デザインに視覚面でユニバーサルデザインを取り入れている。
- 子どもから大人まで皆がボーダレスで自由に学べ、楽しめる参加型（体験型）イベントとして、プログラムを企画している。
- ホームページやイベントでの英語対応は未実施のため、今後の課題である。

国際文化交流、大使館など

- イベントをオンラインで開催することにより、移動が困難な高齢者でも参加可能になった。
- 外国人講師によるオンラインイベントを多言語対応した。

③ 助成金の活用について

劇場・ホール、美術館、博物館など

- 文化庁の助成金を活用し、コロナ禍に受付のキャッシュレス対応やトイレの改良を行った。文化庁の助成金は、以前株式会社は助成対象ではなかったが、制度が変わり対象になった。手続の負担はあった。
- 令和3（2021）年港区文化芸術活動サポート事業を活用した。申請手続に負担はなかった。
- 港区の Kiss ポート財団の助成金を活用し、子ども向け教育プログラムを実施した。対面、オンライン合わせて約1万人が体験学習に参加した。
- 文化庁の ARTS for the future を令和3（2021）年12月の展覧会に活用した。

- 経済産業省の新型コロナウイルス感染症対策関連の補助金は、一度申請の登録をすると、次回以降はその情報を呼び出すことができ、申請手続きが容易にできた。
- 港区からの助成金は、助成対象などのルールや手続きが複雑で申請するハードルが高く感じたため活用していない。どのような場合が助成対象になるのかもっと明確になるとよい。
- 東京観光財団から、ワイヤレス対応や外国語対応のための補助を受けた。

実演家団体、文化産業、文化振興団体など

- 国の助成金や神奈川県、民間財団の助成金の申請手続きは、デジタルに移行しており、申請が容易にできた。文化庁の文化芸術振興補助金（国際芸術交流支援事業）を活用したが、補助金額が大きく運営に助かった。
- アーツカウンシル東京の芸術文化支援事業、港区文化プログラム連携事業なども受けて、運営の助けになった。
- 令和2（2020）年以降は助成金が減ってきたので、Kiss ポート財団の文化芸術活動サポート事業を受け自主事業も実施した。
- アーツカウンシル東京の助成金の手続きには負担を感じたが、港区の助成金の手続きは適正だと思う。
- 文化庁の ARTS for the future の手続きは比較的簡単だった。
- 助成金の申請手続きにおいて、高齢者の団体にとっては書類の提出が難しいので、手続きが簡略化するとよい。
- 港区助成金について、助成対象経費の範囲が広いとより活用しやすいと思う。
- 株式会社では助成金の申請ができない。取り組んでいる事業は営利ではないので、活動内容を基準として判断してほしい。特定の事業のためだけに任意団体を創設するのは難しい。

観光、まちづくり、イベント実行委員会、教育・研究機関など

- 単年での助成金の制度が多いと感じる。長期的な助成をしてもらえるとよいと思う。
- オランダ大使館の文化活動に対する助成金は、助成対象となる事業内容の要件が厳しくなく、柔軟に対応してくれる。
- 民間企業が使える助成金は、港区では見つからなかった。講演会等で告知や謝礼に使うことができれば、人気のある講師を呼び、無料で若い人を招待することもできるため、民間企業も助成対象となるとありがたい。
- 助成金の申請は、過去の実績に応じて一部省略してもいいのではないかなと思う。
- 一般財団法人冠婚葬祭文化振興財団の社会貢献基金事業を活用した。全額助成で手続きの負担はなかった。
- 助成対象経費の範囲の拡充（実行委員会の謝金、自宅等でのコピー等）、手続きのオンライン化、提出書類の部数を1部にするなど簡素化を希望したい。
- 区から助成を受けていることで、信用度は高くなった。

国際文化交流、大使館など

- Kiss ポート財団の文化芸術活動サポート事業の助成を受けているが、2月末が申請の締切に対し、交付決定が6月中旬で審査期間が長いと感じる、交付決定が早くなるとありがたい。
- アーツカウンシル東京のチャレンジングな芸術活動を対象とするスタートアップ助成を活用している。全額助成されるため助かっている。

④ 公演や事業を行う際の区有施設の利用について（対象団体のみ）

歴史文化、伝統芸能、生活文化など
●いずれの区有施設も利用手続に負担はなかった。
実演家団体、文化産業、文化振興団体など
●赤坂区民センター区民ホールを利用したことがあるが、閉館時間が早いと思う。開館している時間を長くすればより活動しやすくなると思う。 ●区の施設は、利用条件を満たさないため利用登録が難しい。 ●200人から300人規模のコンサートを開催したいと考えており、半年前に予約することが出来れば区有施設を使いたいと思う。 ●令和5（2023）年から年2回の演奏会を、港区の後援を受け高輪区民センター区民ホールで開催する。各演奏会に10団体程度参加しているが、舞台が狭いため参加できない団体がある。 ●音楽向きの大きなホールがないことや予約期間が短いことが理由で港区外のホールを利用して演奏会を開催している団体が多いのは非常に残念である。 ●施設の予約が3ヶ月前だと、稽古や広報が間に合わず、大きなイベントの開催が難しい。理想は1年前だが、最低でも半年前に予約できるとよい。 ●区の施設予約は、3か月前にならないと予約ができないため、場所を確保することが困難であり、団体の活動を継続することに不安がある。また、イベントの告知や細かな演出を短期間で行わなければならないという負担がある。 ●ホールによって劇場設備にばらつきがあるため、活動場所が限られてしまう。施設予約システムの利用登録をしており、3か月前に予約が可能となり赤坂と麻布の区民センターを抽選で使わせてもらっている。 ●区のホールが不特定多数の参加を対象とするイベントが出来ない等要件が厳しいため、助成金で民間施設を借りている。 ●区の施設は、予約開始時期が遅く、イベントができないため借りたことがない。予約は最低でも半年前、できれば1年前にしたい。
観光、まちづくり、イベント実行委員会、教育・研究機関など
●高輪子ども中高生プラザが協力的で、施設も充実しており、地区の子どもが熱心に取り組んでいる。 ●今後伝統文化交流館を使えるとよいと思っている。
国際文化交流、大使館など
●200～300人程度のコンサートを予定しているので、予約は1年前くらいにできるといい。

⑤ 障害者支援団体における活動内容（対象団体のみ）

実演家団体、文化産業、文化振興団体など
●子どもたちが、アート活動で気持ちを開放し自由にのびのびと活動できるようにしている。

⑥ 他団体（企業・施設）や他ジャンルとの連携状況

歴史文化、伝統芸能、生活文化など
●他団体や他ジャンルとの連携は、手が回らないため難しい。 ●他ジャンルの演奏者と連携して一つの作品づくりに取り組んでみたい。また、PTAと連携して学校で出前授業をしたい。 ●展示会をすることにより、史料を他の博物館に貸し出すことも増え、関心がある人がアクセスしてくる。準備が大変で費用もかかるが、地域貢献にもつながっていると感じる。
劇場・ホール、美術館、博物館など
●近隣の学校に美術館の案内を配布している。学校教育に活用してもらいたいと考えている。 ●港区ミュージアムネットワーク、港区文化芸術ネットワーク会議、赤坂青山共育情報局のネットワーク等に参加している。 ●赤坂・青山子ども中高生共育事業でオンライン講座を開催したことがある。 ●港区ミュージアムネットワークや港区文化芸術ネットワーク会議の会合には参加するが、その中で誰とどのように関わって良いのかわからない。やりたい事業を登録してマッチングする等の仕組みがあるとありがたい。 ●港区ミュージアムネットワークや港区文化芸術ネットワーク会議は、その仕組みを生かして団体の連携に繋げる取り組みなどを考えていただきたい。 ●六本木アートナイトのように、他のジャンルと融合させたものを展開してみたい。
実演家団体、文化産業、文化振興団体など
●ファッション、映画、書籍など、異なるジャンルとのコラボレーションを重視している。 ●団体と接点がないので連携は難しい。 ●団体として活動を開始してからまだ1年なので現在は連携してないが、今後機会があれば取り組みたい。 ●文化芸術ネットワーク会議の参加者やアーツカウンシル東京とも今後連携していきたい。 ●企業や施設からのバックアップがあれば連携しやすいので、それらとマッチングができる仕組みがあるといい。 ●イベントに町会、商店街と連携して取り組んだ。
観光、まちづくり、イベント実行委員会、教育・研究機関など
●町会や他団体（企業・施設）、他ジャンルとの連携は活発にしており、他団体同士のマッチングもしている。 ●商店街を通じて、地域の警察とも防犯の観点で連携し、安心・安全な開催を図っている。 ●港区チャレンジコミュニティクラブに入っており、その中の団体とは連携したことがあるが、それ以外での連携は無い。マッチングしてもらえれば連携したい。 ●地元中学生によるプラスバンド演奏や、地元商店会の店への展示など連携している。
国際文化交流、大使館など
●港区、Kiss ポート財団、大使館、アフリカの音楽グループと連携して事業を実施している。 ●メンバーには現役の教員が複数おり、現在は難しいが、数年後には定年退職する人もいるため、学校のダンス部への音楽講師派遣（平成 29（2017）年に実施）等、部活動との接点も図っていききたい。

⑦ 区民との関わり状況

劇場・ホール、美術館、博物館など
●近隣の方への浸透は不十分であると感じている。区から近隣の方や団体等とのマッチングの紹介があるとよいと思う。 ●区内小学校の児童が来館し、ワークショップへの参加に関わりがある。
実演家団体、文化産業、文化振興団体など
●広く区民を展覧会に招いている。 ●年2回のコンサート開催により、区民及び関係者に、様々なジャンルの音楽を気軽に鑑賞して頂ける機会を提供している。 ●地域のお稽古事の教室のデータベースのようなものがなく、マッチング機能がほしい。地域の自治会や町会で要望を出してもらえるとよい。
国際文化交流、大使館など
●オンラインイベントが多くなると、特に区民対象という形にはならなくなっている。

⑧ 区の文化芸術振興施策について

歴史文化、伝統芸能、生活文化など
●区内に多くの大使館があるので、大使館との連携ができる環境があればよい。 ●増上寺と東京タワーの周辺に観光客は来るが、白金台、赤坂にも寺院は多く、区内全域にも美術館、博物館が多いなどポテンシャルが高いので、生かしてほしい。
劇場・ホール、美術館、博物館など
●港区ミュージアムネットワークの会合が少なく、以前は懇親会があったが、現在は報告のみで終了してしまい美術館同士の会話や交流が持てない。横のつながりの醸成を期待したい。 ●港区全体の地域性として、文化芸術に対する興味・関心は、親御さんの子どもへの教育という観点からも、非常に高いと思う。 ●芸術文化が育つ素地は、港区には十分ある。面白い企画さえできれば、人はいくらかでも集まる。昔からある歴史や文化の資源が多数あるので、それらをうまくコーディネートできれば、新しい魅力はたくさん発信できるのではないかな。 ●平日に空いていることが悩みであり、六本木エリアの美術館を上野に負けない公器として有効活用して欲しい。パリのミュージアム・パスのようなことができればよいと思う。 ●区民は無料で入場できる区民デーを設ける一方で、入場数に応じて助成頂ける等のスキームもあればよいと思う。 ●港区ミュージアムネットワークでもっと連携したいが、活動の報告で終わってしまう。財源も含めて一緒に考えていければよいと思う。
実演家団体、文化産業、文化振興団体など
●民間団体向けにも支援してくれるので評価している。みなと芸術センターにも期待している。

- 親の都合が悪い時でも本人が参加できるように、移動介助者とイベント主催者をつなげられればよい。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックで高まった障害者理解の気運を絶やさないでほしい。
- 公立学校の音楽活動は、行政と連携する必要があるため、頼っている。
- 港区に根付いている団体でないと、支援が受けられないということが無ければよい。
- 文化芸術ネットワーク会議は報告のみとなっており、団体を結びつけるだけではなく、掛け合わせてプロデュースする団体がいるとよい。港区ならできると思う。
- みなと芸術センターの完成のみならず、実際の運営が区民の意見をしっかりと反映したものであって欲しい。
- 観客に対するバリアフリーは港区内の施設であれば十分と捉えている。今後は、演者側に対するバリアフリーを整えていただきたい。楽屋が狭い、観客から見えない位置に多目的トイレがある、手すりや点字ブロックがないなど、演者側への配慮はまだ不十分と捉えている。
- 発表の場が少ない。利用しやすい施設環境が整ってくるとよい。
- 活動場所を確保することが難しいので、施設の予約期間を前倒しするなど団体の活動を継続できる支援があるとよい。
- スポーツと文化の融合などの分野を超えた取り組みやつながりができるとよい。

観光、まちづくり、イベント実行委員会、教育・研究機関など

- 文化芸術ネットワーク会議で施策の情報を入手し、グループディスカッションによる他団体と情報交換や連携、区担当者等への個別相談ができればよい。
- 中間支援組織を設けて、他団体とのマッチングや、インターネットを活用した広報をサポートして欲しい。

国際文化交流、大使館など

- 多くの人が文化芸術を楽しめるように推進して頂いていることは評価できる。
- 施設整備だけではなく、そこで活躍する人を育てる事にも力を入れて欲しい。
- 利用したい団体にとって利用しやすい施設になるとよい。
- 港区がハブとなり他団体と繋いでくれてイベントを実施することができており、良好な関係が築けていると思う。
- 様々な取り組みについて、港区から声がかかれば積極的に協力していきたい。

⑨ みなと芸術センターにおける協働事業の実施について

歴史文化、伝統芸能、生活文化など
●求められれば、講演等で協力できる。
劇場・ホール、美術館、博物館など
●協力できることはしたい。地域の人が美術館に来ることを促すような取組をしたい。 ●港区の文化芸術のシンボリックな施設になると思うため、来館する人が満足して良い評価が生まれるような施設にしてほしい。 ●新しくみなと芸術センターができることは認識していなかったが、他の美術館と連携してシンポジウムを開催するなど活用したい。
実演家団体、文化産業、文化振興団体など
●施設の新設に当たっては、区民に利用を限定するのではなく、海外から訪れた人も含めた様々な人が利用するホールになればよい。 ●公共施設だと表現に制約ができてしまう。できるだけアーティストが表現の自由を尊重できるようなみなと芸術センターになることを期待したい。 ●障害者、子ども、高齢者、子育て世代が自由に使える施設になるといい。 ●ハード面では、音響、照明、配信設備、ソフト面ではスタッフ人数の充実などが図られるとよい。 ●若い人が入っていきやすく、風通しのよい、上の世代とつながる場所としてのみなと芸術センターになるとよい。 ●みなと芸術センターの完成に期待している。港区で活動している音楽団体に港区音楽連盟を広く周知し、区民へ演奏会に気軽に参加できる機会を提供したい。 ●特定の団体に限らず、どの団体にとっても定期的に活動ができる仕組みになることを期待している。
観光、まちづくり、イベント実行委員会、教育・研究機関など
●重点的に取り組むべき文化芸術の分野はあるが、その他の分野も置き去りにしないことが大切だと思う。 ●六本木はコンテンポラリーの美術館が充実しており、現代アートイベントを連携できれば面白いと思う。 ●利用しやすい施設を望む。他団体との協働で何かできればしたいと思う。 ●登録団体に開放し、展示等行えると良い。助成金を活用している団体として区民に還元したい。 ●より幅広い団体の意見を反映し、利用しやすい施設を希望する。
国際文化交流、大使館など
●みなと芸術センターのほうから、求められれば協働も考えられる。 ●みなと芸術センターの協働事業も、目的が共有できればやりたい。 ●みなと芸術センターができること自体は知らなかったが、本国のアーティスト等によるコンサート等で活用していきたい。

みなと芸術センター整備に向けた管理運営

(港区立みなと芸術センター管理運営計画より抜粋)

インクルーシブ対応

共生社会の実現に向け様々な活動を展開する文化芸術の中核拠点施設として、利用者及び参加者だけでなく全ての来館者に対して、訪れやすい、快適に過ごせる、参加しやすい環境（オンラインを含む）を保持することは必須です。加えて、重点的な取組に掲げる「地域の課題に寄り添い、多様な価値観を認め合う共生社会の実現に向けた取組」に基づき、誰一人取り残さない取組の推進をめざし、心身に障害を持つ方、母語が日本語ではない方、文化芸術に対する心理的障壁のある方、経済的事情等によって文化芸術と接する機会を持っていない方、地域社会等において居場所を求めている方などに対して、当事者の立場に寄り添った対応と事業運営を行います。

組織と人的資源管理

みなと芸術センターの人的体制として、施設の管理運営と事業実施を担う組織や区がめざす人的資源の管理について整理します。

【組織構成】

みなと芸術センターの実務を担う組織は、以下の6部門とし、各部門においては、それぞれの部門における役割を達成するためのプロジェクトを複数設置し、各プロジェクトリーダーのもとで業務を推進します。

部 門 名	概 要
企画制作部門	みなと芸術センターが行う企画制作事業と貸出事業を担当します。
舞台技術部門	みなと芸術センターの舞台技術に関する業務全般を担います。
教育企画部門	みなと芸術センターが行う教育事業全般を担当します。
研究企画部門	事業推進、経営戦略に必要な研究プロジェクトを国内外の研究者とともに企画し実践する研究開発事業全般を担当します。
営業・開拓部門	会員制度構築、セット券や単券の販売戦略、販売状況の把握・戦略、制作や広報と連携した区民や参加者向けの情報発信を行います。
総務部門	みなと芸術センターの中期計画の策定など、経営戦略全般を統括し、また、庶務全般を担います。

【めざす人的資源管理】

人材を経営の重要な資源と捉え、経営戦略に生かす人的資源管理を行います。

開館準備期間や開館後の運営が安定するまでの期間は、指定管理者の給与形態に準じた雇用契約を想定しますが、将来的には、区と指定管理者が、内容や時期を協議の上、専門機関における人的資源管理の最先端モデルとして、新しい働き方を取り入れた組織マネジメントを前提に、専門的人材が高いモチベーションを持って力を発揮できる手法をめざします。また、総額人件費管理を基本とし、経年とともに職員の働きとは無関係に人件費が増大していくことを防ぎます。

【キャリア開発】

既に専門性を備えた即戦力の人材の登用だけでなく、未経験者や新卒の人材を、将

来の運営者として育成します。一定の経験を積んだ職員は転身を図るための支援を行うなど、職員が生涯を通じて自己実現を図れるように促し、戦略的キャリアプランを推進し、人材の流動化、水準の向上、労働環境の改善等に寄与していきます。

収支の考え方

持続性をもって事業を展開するために、区が一定の経費を支出しますが、区の財政的な負担を極力軽減していくことを検討します。なお、試算はあくまで、現時点での概算であり、区が指定管理者からの提案内容を精査の上、適正な指定管理料を決定します。

<指定管理者の収支概算>

(単位：億円)

	初年度（1年目）	中間年度（5年目）	最終年度（10年目）
収入	0.9	2.1	2.7
事業収入	0.5	1.0	1.5
助成収入	0.4	1.1	1.2
支出	9.4	11.5	12.9
事業費	3.0	4.0	4.4
人件費	2.9	4.0	5.0
維持管理費（専用部）	2.5	2.5	2.5
運営費	1.0	1.0	1.0
収支差額（指定管理料）	8.5	9.4	10.2

※その他、区の収入として使用料、区の支出として共用部に係る維持管理費等があります。

※初年度（1年目）の収支は、管理運営計画策定時（令和4年11月）に想定していた金額であり、開館日は変更前の令和9年6月1日として試算したものです。

■収入について

区民には適切な費用負担を求め、様々な媒体を通した広報活動によりチケット収入の向上を図るとともに、個人及び企業の寄付金や、国及び民間財団等の助成金の活用にも努め、収入増をめざします。

■支出について

事業本数を段階的に増やし、内容についても研究開発事業の結果等を踏まえ充実させていきます。研究開発事業については、3～5年間の研究期間を経て事業や組織運営等で実践し、成果の検証及び課題の抽出のおおむね10年程度のサイクルが基本となります。このため、必要に応じて事業費及び人件費を段階的に増額します。

評価

研究機能の一環として実施される評価プロジェクトに基づく自己評価と、施設設置者である区による評価を実施します。区の基準に則った評価を実施し、モニタリング等の取組を専門的かつ客観的な視点で評価するため、区は指定期間内（原則として指定期間の中間年度）に必ず第三者評価機関等による評価を実施します。

※みなと芸術センターの管理運営計画の詳細は、
右の二次元コードからご確認いただけます。



施策別事業一覧

施策

1

子どもから若者、子育て世代、高齢者まで、年齢・障害の有無・国籍等にかかわらず誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造できる機会の充実

1

1

誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造できる環境の整備

事業名	概要	所管課
ふれ愛まつりだ、芝地区！ 「地域ふれ愛コンサート」	「ふれ愛まつりだ、芝地区！」において、「地域ふれ愛コンサート」として、芝地区で活動するさまざまな団体による歌やダンスなどの発表機会を創出。	芝地区総合支所管理課
太鼓をたたこう	小学生を対象に、講師の指導のもと、太鼓を練習する機会を提供。	芝地区総合支所管理課 (神明子ども中高生プラザ)
ダンス☆ダンス	小学生を対象に、講師の指導のもと、ダンスを練習する機会を提供。	芝地区総合支所管理課 (神明子ども中高生プラザ)
習字をしよう	小学生を対象に、講師の指導のもと、書道を練習する機会を提供。	芝地区総合支所管理課 (神明子ども中高生プラザ)
生け花をしよう	小学生を対象に、講師の指導のもと、生け花を練習する機会を提供。	芝地区総合支所管理課 (神明子ども中高生プラザ)
尺八を吹こう	小学3年生以上を対象に、講師の指導のもと、尺八を体験する機会を提供。	芝地区総合支所管理課 (神明子ども中高生プラザ)
琴にふれよう	小学生を対象に、講師の指導のもと、琴を体験する機会を提供。	芝地区総合支所管理課 (神明子ども中高生プラザ)
小学生バンド	小学2年生以上を対象に、講師の指導のもと、楽器を練習する機会を提供。	芝地区総合支所管理課 (神明子ども中高生プラザ)
ほのぼの作品展	いきいきプラザ等で活動している団体や個人の日頃の趣味活動の成果を発表する場として、作品の展示会を開催。	各総合支所管理課(いきいきプラザ、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ、台場高齢者在宅サービスセンター)

事業名	概要	所管課
教室事業	高齢者の生きがいづくり、学びの場の提供のため、定期的に教室を開催し、発表の場を創出。(茶道、書道、絵画、陶芸、フラワーアレンジメント、カラーレッスン、アロマセラピー、手芸、絵本、折り紙、着付け、民謡、俳句、カラオケ、舞踊、ギター、三味線等)	各総合支所管理課 (いきいきプラザ、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ)
演芸会	いきいきプラザで活動している個人・団体が、舞踊や歌唱等、日頃の活動の成果を披露し、交流。	各総合支所管理課 (いきいきプラザ)
カフェコンサート・ロビーコンサート	区民が生音楽に触れる機会を創出するとともに、地域で活躍するアーティストの発表の場を提供。	芝・高輪地区総合支所管理課(三田いきいきプラザ、神明いきいきプラザ、虎ノ門いきいきプラザ、高輪いきいきプラザ)
芝地区ダンスパーティー	高齢者を対象に、盆踊りを実施。	芝地区総合支所管理課(三田いきいきプラザ、神明いきいきプラザ、虎ノ門いきいきプラザ)
コミュニティ・みなと	都心区にふさわしいコミュニティ、文化、生涯学習を推進するため、区内で活動する団体が、活動の成果を広く区民に普及、還元する自主企画事業を支援。 ※高輪区民センターは、各講座名にて実施(西洋美術講座、音楽講座、趣味講座、親子講座、芸術講座等)	麻布・赤坂・高輪地区総合支所管理課(麻布区民センター、赤坂区民センター、高輪区民センター)
区民センターギャラリー	文化芸術活動及びコミュニティの振興のため、区民の自主的活動の成果である各種作品を展示する場を提供。	麻布・赤坂・高輪地区総合支所管理課(麻布区民センター、赤坂区民センター、高輪区民センター)
麻布アクターズスクール	子どもから大人までの区民を対象に、「麻布演劇市」劇団員の講師による発声、殺陣、バレエなど、演劇の基本練習から、芝居の公演までを行う講座を開催。	麻布地区総合支所管理課 (麻布区民センター)
麻布演劇市	麻布区民センターに登録している劇団により、市場のように様々なジャンルの演劇公演を行い、区民が気軽に演劇を楽しむ機会を提供。	麻布地区総合支所管理課 (麻布区民センター)
子ども英語劇鑑賞会	親子を対象に、子どもの頃から英語に興味を持ち、総合芸術である演劇に触れることで感性を養うことを目的に、鑑賞会を開催。	麻布地区総合支所管理課 (麻布区民センター)

事業名	概要	所管課
リズムであそぼ！	3歳以下の幼児を対象に、ピアノ、フルートの生演奏を聴くことでリズム感、音感、巧緻性（こうちせい）を育成。	麻布地区総合支所管理課 （麻布区民センター）
能に親しむ一謡一	能楽界の重鎮である観世流能楽師野村昌司氏を講師として迎え、能楽を身近に感じ楽しむことができる和やかな「謡」を体験。	麻布地区総合支所管理課 （麻布区民センター）
人形劇	麻布子ども中高生プラザを利用する子どもたちを対象に、プロの人形劇団を招き、人形劇を実施。	麻布地区総合支所管理課 （麻布子ども中高生プラザ）
飯倉片町地下横断歩道小学生児童絵画展示事業	麻布小学校の通学路である飯倉片町地下横断歩道内に、環境や緑、自然への意識を醸成するテーマで描かれた麻布小学校児童の絵画を、パネルに加工して展示。	麻布地区総合支所まちづくり課
赤坂 JAZZ フェスティバル	ジャズの拠点としての赤坂を復権、発展させるべく、JAZZ 講座出身のアマチュアジャズバンドに発表の場を提供し、地域を挙げたイベントを開催。	赤坂地区総合支所管理課 （赤坂区民センター）
赤坂ふれあいコンサート	区民がコンサート鑑賞をきっかけに、区民センターへ足を運び、区民に上質な芸術等に気軽に触れる機会を創出するため、様々なジャンルのコンサートを継続的に開催。	赤坂地区総合支所管理課 （赤坂区民センター）
お試し体験講座 （料理教室 / ヨガ体験講座）	子育て中の親子のネットワークづくりや、海外文化の紹介・啓蒙等、様々な地域ニーズに応える各種講座・教室を短期開講。	赤坂地区総合支所管理課 （赤坂区民センター）
赤坂地区カラオケ交流会	赤坂地区のいきいきプラザ利用者やカラオケ愛好家、高齢者層を募集し、赤坂区民センターホールのステージに立つ喜びを味わってもらうとともに、歌を通じた地域住民同士の交流を促進。	赤坂地区総合支所管理課 （赤坂区民センター）
敬老の集い「音楽と落語の玉手箱」	高齢者と地域住民の交流の場となるよう、敬老の日になみ、観客席で歌ったり体をほぐしたりの歌声喫茶、吹奏楽による演奏、落語などリラックス・リフレッシュできる多種多様なイベントを開催。	赤坂地区総合支所管理課 （赤坂区民センター）
技能育成講座	音楽や座学などあらゆるジャンルを選定し、体験稽古を実践し、一定期間の育成講座を受講した後、ホールでの発表会を開催。	赤坂地区総合支所管理課 （赤坂区民センター）

事業名	概要	所管課
懐かしの映画会	主に中高年齢層を対象に、懐かしい昭和の映画を上映するとともに、映画と時代背景について解説を入れることで奥深い楽しみ方を提供。	赤坂地区総合支所管理課 (赤坂区民センター)
協働参画事業	赤坂区民センター利用団体に講師を依頼し、区民を対象に日頃の活動の成果をワークショップ形式で披露する講座。	赤坂地区総合支所管理課 (赤坂区民センター)
創作ワークショップ	地元の専門家を講師に招き、本格的な技術を親子で学び楽しむ親子及び大人向け講座。	赤坂地区総合支所管理課 (赤坂区民センター)
中高生スタジオ活動 小学生クラブ活動	子どもたちが、音楽、ダンスなどの活動を継続して行い、その成果を披露する発表会を実施。	赤坂地区総合支所管理課 (赤坂子ども中高生プラザ)
ダンス、オペレッタ クラブ	子どもたちが、ダンス、オペレッタの講師指導を受けた後、日頃の練習の成果を他の中高生プラザと合同で発表、交流するほか、北青山高齢者在宅サービスセンターや赤坂子ども中高生プラザ(本館)との交流行事などに参加、出演。	赤坂地区総合支所管理課 (赤坂子ども中高生プラザ青山館)
四季のコンサート	音響に定評のある高輪区民センターホールで、地域住民を対象とした無料コンサートを開催し、音楽を通じて芸術文化に親しむことができる場を提供。	高輪地区総合支所管理課 (高輪区民センター)
無料展示スペース	区民の作品(絵画、写真、書道など)を発表する場を提供。	高輪地区総合支所管理課 (高輪区民センター)
工作のつどい	子どもたちが、専門講師の指導のもと、工作を実施。	高輪地区総合支所管理課(豊岡児童館、白金台児童館、高輪児童館)
陶芸のつどい	子どもたちが、伝統工芸士に陶芸を学び、指導を受けながら作品づくりを体験。	高輪地区総合支所管理課 (豊岡児童館、白金台児童館)
音楽グループ	子どもたちが、専門講師の指導のもと、歌を練習し、年末パーティーで発表。	高輪地区総合支所管理課 (高輪児童館)
リズムダンスグループ	子どもたちが、専門講師の指導のもと、ダンスを練習し、年末パーティーや児童館交流会で発表。	高輪地区総合支所管理課 (高輪児童館)
ダンスグループ ヒップホップダンス・キッズダンス	子どもたちがプロのダンサーの指導のもと、リズムダンスを練習し、成果を地域で発表。	高輪地区総合支所管理課 (白金台児童館)

事業名	概要	所管課
書道のつどい 大書	子どもたちが講師指導のもと、書道に親しみ、作品を館内に掲示し、区の書道展に出品。	高輪地区総合支所管理課 (白金台児童館)
ミニコンサート	児童館利用保護者など地域在住の音楽家の協力を得てミニコンサートを開催し、子どもたちが身近に音楽に親しむ機会を提供。	高輪地区総合支所管理課 (白金台児童館)
TAPPERZ タッパーズ (小学生リズムダンスグループ)	専門講師指導のもと、子どもたちがグループでのダンスを覚え、チームワークの大切さを体験し、児童館交流会や館のまつりで発表。	高輪地区総合支所管理課 (高輪子ども中高生プラザ)
Fun Fun Glee ファン・ファン・グリー (小学生コーラスグループ)	専門講師指導のもと、子どもたちがグループでのコーラス曲を覚え、声の調和の大切さを体験し、地域の行事や老人ホーム、館のまつりで発表。	高輪地区総合支所管理課 (高輪子ども中高生プラザ)
TAP 幼児バレエサークル	専門講師指導のもと、年少から年長の幼児がバレエの練習をし、成果を発表。	高輪地区総合支所管理課 (高輪子ども中高生プラザ)
MT社交ダンスバンドコンサート	ダンスミュージックをバンド編成の演奏で楽しみながら、参加者が出演者と交流する参加型のコンサートを開催。	高輪地区総合支所管理課 (高輪いきいきプラザ、白金台いきいきプラザ)
アジグリーミニコンサート	合唱サークル、アジグリーによる合唱コンサートを開催。	高輪地区総合支所管理課 (高輪いきいきプラザ)
季節のコンサート・音楽コンサート	クラシック音楽(弦・管楽器など)や和楽器等のコンサートを開催。	高輪地区総合支所管理課 (豊岡いきいきプラザ、高輪いきいきプラザ、白金いきいきプラザ、白金台いきいきプラザ)
世代間交流コンサート	幅広い世代に、音楽や落語を鑑賞する機会を提供。	高輪地区総合支所管理課 (高輪いきいきプラザ、白金台いきいきプラザ)
夏休み・冬休み子ども大会	親子を対象に、文化芸能(人形劇・演劇・音楽)の鑑賞・体験・参加を通じて感性を育て、参加者同士の交流を促進。	芝浦港南地区総合支所管理課 (芝浦港南区民センター)
サークル発表会&サークル体験ウィーク	利用団体の活動の紹介や成果を発表する「場」として発表会を実施。さらに、団体加入促進を目的に、お試し体験期間を設けコミュニティ振興を推進。	芝浦港南地区総合支所管理課 (芝浦港南区民センター、台場区民センター)

事業名	概要	所管課
絵本読み聞かせ教室	親子を対象に、絵本の良さ、読み聞かせのコツ（朗読法）などの学びを通じて、より良い親子関係構築を支援。	芝浦港南地区総合支所管理課 (台場区民センター)
キッズダンスグループ	プロのヒップ・ホップ・ダンサーの指導のもと、子どもたちが音楽に合わせて体を動かすことや表現することの楽しさを学習。	芝浦港南地区総合支所管理課 (港南子ども中高生プラザ)
太鼓グループ	専門講師の指導のもと、子どもたちが伝統文化である太鼓の演奏技法を学び練習し、児童館交流会で発表。	芝浦港南地区総合支所管理課 (港南子ども中高生プラザ)
バトントワリング	子どもたちがバトントワリングを学び練習し、児童館交流会で発表。	芝浦港南地区総合支所管理課 (港南子ども中高生プラザ)
陶芸のつどい	子どもたちが、伝統工芸士に陶芸を学び、指導を受けながら作品づくりを体験。	芝浦港南地区総合支所管理課 (台場児童館、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ)
フラダンス	子どもたちや高齢者、乳幼児親子がフラダンスを学び、あいぷらまつりや児童館交流会などで発表。	芝浦港南地区総合支所管理課 (芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ)
親子でアート	乳幼児親子を対象に、毎月、創作・表現活動・共同制作を実施。	芝浦港南地区総合支所管理課 (芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ)
あいぷらまつり	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザで活動しているフラダンス、合唱等の利用者が、日頃の活動の成果をグループで披露。	芝浦港南地区総合支所管理課 (芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ)
あいぷら歌謡祭	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザで活動している児童や高齢者が日頃の練習成果を発表し、利用者が誰でも気軽に歌や踊り、演奏を楽しむ機会を創出。	芝浦港南地区総合支所管理課 (芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ)
クリスマス演奏会	港南いきいきプラザで活動している老人クラブや自主団体の練習成果を発表し、利用者が誰でも気軽に音楽や踊りを楽しむ機会を創出。	芝浦港南地区総合支所管理課 (港南いきいきプラザ)
ゆとりーむだよ 全員集合	港南いきいきプラザで活動している老人クラブや自主団体の練習成果を発表し、利用者が誰でも気軽に音楽や踊りを楽しむ機会を創出。	芝浦港南地区総合支所管理課 (港南いきいきプラザ)

事業名	概要	所管課
いきいきお散歩ツアー	高齢者を対象に、近隣施設の見学や展示物を徒歩で回るツアーを開催。	芝浦港南地区総合支所管理課 (港南いきいきプラザ)
絵画等展示	絵画を在住・在勤者から募集し、区民保養施設大平台みなと荘（区民ギャラリー）に展示。	地域振興課
みなと区民まつり	人と人との交流を深め、ふれあいの輪を広げることを目的とする港区最大のイベント。港区芝公園一帯で、区内で活動する団体の出展・出演や、文化芸術団体等によるステージパフォーマンス、パレードを開催。	地域振興課 (公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団)
春の大茶会	琴の調べを聞きながら、野点茶会体験を通して、日本の伝統文化に触れてもらうイベントを開催。	地域振興課 (公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団)
子どものびのび書展	小学生までの子どもたちの発想力を大切にした自由な書道の展示会を開催。	地域振興課 (公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団)
ロビーコンサート	区役所1階ロビーで、区内で活動しているアーティスト等によるコンサートを定期的に行い、誰もが身近に生演奏を鑑賞する機会を提供。	国際化・文化芸術担当
「やさしい日本語」推進	外国人にとって分かりやすく表現した「やさしい日本語」を推進することにより、外国人と日本人の交流を促進。	国際化・文化芸術担当
地域で育む日本語学習支援プロジェクト	日本語学習をきっかけとした外国人の地域参画と協働を推進するために、外国人の日本語学習を支援。	国際化・文化芸術担当
音楽のさんぽ道	区内の商業施設や病院、お寺などを会場として様々なジャンルのコンサートを開催するとともに、大学生を中心とした若手音楽家に発表の場を提供。	国際化・文化芸術担当 (公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団)
ふれあい親子コンサート	未就学児がホールで文化芸術に触れることができる機会を提供するため、親子で参加できるコンサートや演劇を開催。	国際化・文化芸術担当 (公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団)
ふれあいアート	保育園や幼稚園等にプロのアーティストを派遣し、音楽やダンス、造形などの文化芸術を体験できるプログラムを実施。	国際化・文化芸術担当 (公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団)

事業名	概要	所管課
Kiss ポートクラシックコンサート	オーケストラの演奏や区民中心で結成されたミナトシティコーラスの合唱を通じ、区民に芸術性の高い音楽鑑賞の機会を提供。	国際化・文化芸術担当 (公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団)
学校音楽等芸術教室	小・中学生が身近に芸術に触れる機会を提供するため、学校において、様々なジャンルの音楽や伝統芸能の鑑賞会、ワークショップを実施。	国際化・文化芸術担当 (公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団)
地域で共に生きる障害児・障害者アート展	障害者への理解促進をめざし、区内の障害者施設で制作した作品や障害児(者)が描いた絵画等を美術館等で展示。	障害者福祉課
フェスティバルーン	生涯学習センターで活動する社会教育関係団体が、舞台発表、活動体験、展示発表等を行い、学びの成果を発表。	生涯学習スポーツ振興課 (生涯学習センター)
社会教育関係団体との協働参画体験講座	生涯学習センターの利用団体が、区民向けに、手軽に参加できる講座を協働で企画・実施する事業。舞踊、くみひもなどを通じて文化・芸術に触れる機会を提供。	生涯学習スポーツ振興課 (生涯学習センター)
総合型地域スポーツ・文化クラブへの支援	区が運営及び設立を支援する港区総合型地域スポーツ・文化クラブ(スポーカル)が区民等の会員を対象に太鼓や絵画等の文化芸術等に関する教室を実施。	生涯学習スポーツ振興課
幼稚園・保育園等の子ども関連施設への支援	幼稚園、保育園、児童館、子育てひろば等の子ども関連施設を対象に、団体貸出、訪問図書館サービスでのおはなし会、各種講座を開催。	図書文化財課 (図書館)
来館困難な利用者への資料提供	図書館への来館が困難な高齢者・障害者(区内高齢者施設入所者を含む)・妊産婦等に区立図書館所蔵の図書資料を宅配。	図書文化財課 (図書館)
異なる年齢の子どもたちの本を通じた交流の促進	春の子ども週間、秋の読書週間、夏休みや冬休みに幅広い年齢層が参加しやすい事業を実施することで、本を通じた子どもたちの交流を促進。	図書文化財課 (図書館)
調べ学習の支援	児童・生徒が様々な手法で自主的に調べ、学ぶことができるよう図書館職員による出張講座等の実施やコンクールの開催。	図書文化財課 (図書館)
講座・講演会などの実施	日々の暮らしや仕事に関する課題解決支援、多様な学びの機会を講演会や講座、映画会等を開催し提供。	図書文化財課 (図書館)

事業名	概要	所管課
ブックスタートの推進	0歳児とその保護者を対象に、絵本を読む楽しさや読み聞かせの大切さなどを伝えるために読み聞かせの実演や絵本を提供。	図書文化財課 (図書館)
郷土歴史館夏休み学習会、親子学習会	文化財を身近なものとして親しみ、理解するため、子どもや親子を対象とした事業を開催。	図書文化財課 (郷土歴史館)
学校教育における食文化の理解の推進	食文化の次世代への継承のため、節句や日本料理の型の理解、和食器やマナーの体験等を通じて、小・中学生が日本の食文化について、学校や家庭の中で学び、理解を深める取組を推進。	学務課
文化連合行事：幼稚園人形劇鑑賞	幼児期における豊かな情操を培うため、幼稚園児を対象に、専門家が操る芸術性の高い人形劇を直接鑑賞する機会を提供。	教育指導担当
文化連合行事：東京都小学校連合学芸会、港区小学校連合作品展、東京都公立学校連合作品展	区内の児童・生徒が都内・区内の文化行事に出展・参加することで、豊かな個性や創造力を発揮する機会とするとともに、互いに交流できる機会を充実。	教育指導担当
文化連合行事：中学校音楽交歓会	中学校生徒による演奏会を開催することで、日頃の音楽教育の成果を発表し合い、その喜びを味わうとともに、よりよい鑑賞態度を育成。	教育指導担当
音楽鑑賞教室	小・中学生を対象に、音楽の授業の一環として音楽ホール等でのプロの楽団による鑑賞の機会を設け、音楽を愛好する心情・態度を培い、広い視野から音楽を学び、鑑賞者としての態度を育成。	教育指導担当
星空コンサート	プラネタリウムの星空の中、生演奏によるコンサートを実施。	教育指導担当 (みなと科学館)

1 2 国際都市・港区ならではの文化芸術振興施策の推進

事業名	概要	所管課
「日本とスペインの文化交流」探訪	スペイン大使館を通じた講演会やワークショップの国際交流事業の実施。	麻布地区総合支所管理課 (麻布区民センター)
麻布ジャパニーズクラス	在住、在勤の外国人を対象に、日本語及び文化を教えるとともに、講座を通じて区民センターの存在を周知。	麻布地区総合支所管理課 (麻布区民センター)
アーツスケープ展	都内近郊インターナショナルスクール在校生による造形作品展を開催。	麻布地区総合支所管理課 (麻布子ども中高生プラザ)
国際交流	毎年、異なる一つの国を選定し、児童、保護者、地域住民を対象に、国の紹介とその国にちなんだ遊びを提供。	赤坂地区総合支所管理課 (赤坂子ども中高生プラザ)
日本伝統文化体験	琴や三味線などの和楽器の演奏体験や百人一首、書道など伝統的な遊びを通じて、子どもたちが日本の伝統文化に触れ、親しむ機会を提供。	赤坂地区総合支所管理課 (赤坂子ども中高生プラザ)
赤坂・青山 Meet up プロジェクト	赤坂・青山の地域資源を活用して、日本人と外国人が相互に交流できる講座を実施。	赤坂地区総合支所協働推進課
「和のこころ」香道であそぶ(四季)・落語からまなぶ	日本の伝統文化や伝統芸能に触れる体験講座を実施。	芝浦港南地区総合支所管理課(芝浦港南区民センター)
和太鼓・民舞プログラム	日本古来の文化を伝承することを目的に、和太鼓や民舞を幼児教育のプログラムとして実施し、園行事の機会にその成果を発表。	芝浦港南地区総合支所管理 (芝浦アイランドこども園)
異文化交流プログラム	子ども達や高齢者を対象に、各国ゲストによる自国についての紹介など海外の文化や歴史等について学ぶプログラムや、英語を通じたゲームや遊びのプログラムを実施。	芝浦港南地区総合支所管理課(芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ)
六本木アートナイト運営参画事業	六本木のまちを舞台としたアートの祭典「六本木アートナイト」が一層、子ども、高齢者、障害者、外国人等に配慮され、区民に親しまれる内容となるよう運営に参画。	国際化・文化芸術担当
Minato Blossom Festa	大使館等や企業との協働により、各国の文化(食べ物や民芸品、パフォーマンス等)の魅力を伝える国際交流イベントを実施。	国際化・文化芸術担当

事業名	概要	所管課
国際文化紹介展示	国際交流を身近にとらえる機会を創出するため、区内に立地する大使館等と連携し、各国や地域の文化を紹介するパネルや写真、民芸品などを区役所ロビーなどで展示。	国際化・文化芸術担当
大使館等事業協力実施支援	区内に立地する大使館等主催のコンサート、展覧会など区民との交流イベントの開催に当たり、会場提供や広報協力を実施。	国際化・文化芸術担当
大使館等実務者連携会議	大使館等との連携を一層深めるため、区内に立地する大使館等で実務に携わる職員と区職員が、区政に関する様々な課題について意見を交換。	国際化・文化芸術担当
国際友好広場 (みなと区民まつり)	みなと区民まつりにおいて、区内に立地する大使館等と連携し、区民が各国や地域の文化、歴史や観光等の魅力を直接体験できる「国際友好広場」を開催。	国際化・文化芸術担当
北京市朝陽区書画交流展	北京市朝陽区と区在住の高齢者及び小・中学生の書画作品を交換し、お互いの地域で展示する書画交流展を開催。	国際化・文化芸術担当
みなとシネマフェスタ	誰もが喜びや感動を身近で共有できる場を提供するために、映像作品を楽しむイベントを開催。親子で鑑賞できる作品や、視覚や聴覚等に障害のある人も安心して楽しめるようバリアフリー日本語字幕、音声ガイド付きの作品を上映。	国際化・文化芸術担当 (公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団)
WELCOME 港区！の推進	インバウンド（訪日外国人旅行者）の日本（港区）のマナー、習慣、文化等への理解を深めることで、旅行時の不安や情報不足によるトラブルを解消し、港区での快適な滞在と体験を提供するためのガイドブックを配布。	観光政策担当
大使館等と連携した事業	大使館や各種関係団体と連携し、男女平等参画に関する講座や講演会を開催。	人権・男女平等参画担当 (男女平等参画センター)
大使館等と連携した活動	区民の国際理解を深めるため、大使館等職員による自国文化の紹介や語学の講座、外国語による読み聞かせなどを実施。	図書文化財課 (図書館)

1 3 多様な文化資源を生かした港区ならではの取組の推進

事業名	概要	所管課
地域情報誌（紙）	地域コミュニティ活性化をめざし、各地区の区民が参画し、地域のイベントや文化財など地域ならではの情報を取材・紹介する地域情報誌（紙）を発行。	各総合支所協働推進課
芝 BeeBee's プロジェクト	芝地区内でのミツバチの飼育や、そこで採れたハチミツの活用を通じて、地域の人々の交流を図るため、独自の養蜂事業を実施。	芝地区総合支所協働推進課
芝 歴史・文化・交流アカデミー～歩く・見る・学ぶ「芝」～	芝会議「まちの魅力発掘部会」に参画する区民が主体となり、芝地区の魅力の発掘・発信・創造を目的に、芝地区の歴史、史跡等を伝える「まち歩きツアー」や「区民向け講座」を開催。また、まち歩きツアーや講座の運営を担う人材を発掘・育成するために「芝の語り部養成講座」を開催。	芝地区総合支所協働推進課
竹芝プロジェクト～ともにつながる未来へ～	竹芝エリアに関わる多様な主体と区民参画組織が連携し、区民が竹芝を身近に体感できるイベントや、オンラインを活用して島しょ地域との交流を図るなど、地域の魅力を発信しにぎわいを創出する事業を実施。	芝地区総合支所協働推進課
麻布かるたで巡るヴァーチャル散歩	協働推進課・あざぶ達人ラボ・図書館・区民センターの連携による、「麻布かるた」に因んだヴァーチャル散歩講座の実施。	麻布地区総合支所管理課 (麻布区民センター)
地域間子ども交流～あらたなはっけんあらたなきずな～	自然や農業、伝統文化などを体験できる交流事業を実施することにより、児童の健全な育みを促すとともに他自治体への関心が深まる取組を実施。	麻布地区総合支所協働推進課
みんなでまちをよくする「ミナヨク」	「麻布地区をみんなでよくする地域活動」に興味がある在住・在勤・在学者等を対象に、地域に愛着を持って地域活動を行う「地域サポーター」として活躍する人材を発掘・育成し、新しい地域のつながりを構築。	麻布地区総合支所協働推進課

事業名	概要	所管課
麻布地域の魅力伝承事業	麻布地区を「知る」、「伝える」ことで、区民等が地域に関心をもち、愛着が持てることを目的に、写真の収集及び展示、講演会やまち歩きガイドツアーの実施、あざぶカルタなど使ったイベントを開催し、麻布地区の地域事業と連携を図りながら、幅広い世代に麻布の魅力を発信。	麻布地区総合支所協働推進課
地域事業活性化プロジェクト	地域事業に携わった区民等が「麻布の縁さ〜」となって、麻布地区の多様な情報を掲載する地域事業活性化プロジェクト専用ウェブサイトで、麻布の魅力を継続的に発信し、「麻布の縁さ〜」の地域事業の経験を生かしたイベントを実施。	麻布地区総合支所協働推進課
子ども地域間交流事業～離れていても心は一つ！～	全国連携によるお互いのまちの発展と子どもの健全育成のため、赤坂・青山地域にゆかりのあるまちの子どもを中心とした交流事業を実施。	赤坂地区総合支所協働推進課
赤坂・青山 魅力“知伝活”事業	区民自らが講座やワークショップをとおして地域の魅力を「知り」、ICTを「活用した」効果的な情報発信の方法を検討し、区民目線の新たな地域の魅力を広く「伝える」ことで、地域への愛着を醸成。	赤坂地区総合支所協働推進課
私が語る高輪今昔物語	これまで収集してきた写真等を活用した今と昔の高輪の物語を制作し、出前講座、まち歩き、展示会等を実施。制作した物語を動画で配信し、高輪地区の魅力を広く発信。	高輪地区総合支所協働推進課
高輪情報局	町会・自治会や商店会などが実施するイベントや日常の地域活動の情報を区で収集し、高輪地区内に新たに設置するデジタルサイネージ等を活用して発信。	高輪地区総合支所協働推進課
みなとパーク芝浦ふれあい交流事業	みなとパーク芝浦の共用部であるアトリウムや区民ギャラリー、区民協働スペース等を、地域における世代間交流の場として提供するとともに、伝統文化交流館等と連携したコミュニティ活性化事業を実施。	芝浦港南地区総合支所管理課

事業名	概要	所管課
バイエリア・ミュージック・バンク	音楽活動に取り組む地域の個人・グループ（アマチュア）を募集・登録し、町会など地域団体が実施するイベント、総合支所主催の事業などに紹介・出演することで、アマチュア演奏家に発表の機会を提供。	芝浦港南地区総合支所管理課 （芝浦港南区民センター）
伝統文化交流館の活用	港区指定有形文化財である「旧協働会館」を、伝統文化の継承や、伝統文化を通じたコミュニティ形成・交流の場となる「伝統文化交流館」として活用。落語などの公演や、地域の歴史講座、日本の伝統文化に触れるワークショップ等を実施。	芝浦港南地区総合支所管理課 （伝統文化交流館）
歴史と文化がつなぐ地域交流事業	地区の歴史をひも解き、共通するテーマを掘り下げていく中で生まれた秋田県にかほ市と福島県柳津町とのつながりを生かし、子どもをはじめとした住民同士が交流し、お互いの伝統文化などに触れることで、地域の魅力や歴史を理解する機会を提供。	芝浦港南地区総合支所協働推進課
お台場海苔づくり	地域への愛着を醸成し、地域文化の継承につなげるため、お台場学園港陽小学校5年生の総合的な学習の時間に実施している海苔の育成を通じて、お台場の海苔の歴史などを学習。	芝浦港南地区総合支所協働推進課
夏みかんマーマレードづくり	コミュニティづくりや地域の魅力PRにつなげるため、地域の方々が中心となって、運河沿いに自生する「夏みかん」を収穫し、収穫した夏みかんを使ったマーマレードづくりを実施。	芝浦港南地区総合支所協働推進課
みずまちプロデュース事業	地域の方々の水辺への愛着と理解を深めるため、区民と協働し、まち歩き等のイベントを開催。また、運河や海辺を活用し、誰もが安らぎを感じ、憩いの場として人々が集える環境づくりを推進。	芝浦港南地区総合支所協働推進課
SKDs 未来の担い手育成プロジェクト	若年層を対象に企業や大学等と連携し、地域活動や地域コミュニティに関する意識を高め、地域の魅力等について学ぶための講座やワークショップを実施。講座等を通じて、地域活動やボランティア活動を行う人材の育成を支援。	芝浦港南地区総合支所協働推進課

事業名	概要	所管課
運河の魅力向上の推進	橋りょう等のライトアップを行うことで、水辺空間の魅力向上を図るとともに、魅力的な夜間景観を創出し、芝浦港南地区の魅力を区内外に発信していきます。また、運河沿いの夜間景観を明るくすることで、地域のより安全・安心なまちづくりにつなげます。	芝浦港南地区総合支所 まちづくり課
ミナコレ (MINATO COLLECTION)	区と区内の美術館・博物館等が連携し、人々の回遊性を高めるためのスタンプラリーなどを実施。	国際化・文化芸術担当
一般社団法人港区観光協会のホームページにおける観光情報発信	一般社団法人港区観光協会のホームページにおいて、史跡、坂、美術館などの情報を提供。	観光政策担当
名誉区民による美しく輝く区の魅力発信	人間国宝や世界的なブライダルファッションデザイナー、新派の代表的な女優といった名誉区民の活動内容や作品を紹介する展示イベントの実施。名誉区民による区の魅力を発信するPR動画の放映。	総務課
歴史・文化資源の保全	区内に所在する歴史的価値のある資料などを文化財として指定や登録を行い、文化財保護の意識の啓発や普及を行うとともに、次世代に継承。	図書文化財課
自然・歴史文化資源のデジタル形式の保存と公開	区内の自然・歴史文化資源に、誰もが容易にかつ楽しく触れることができるよう、文化財や郷土資料の画像をデジタル形式で保存し、インターネットを通じた公開を推進するとともに、コンテンツを拡充。	図書文化財課
郷土資料の調査・研究・収集活動の推進	区の歴史・文化を語る上で不可欠なキーワードである「海・都市・ひと」を基に設定した郷土歴史館のテーマに沿って、区の歴史・文化に関わる資料の調査・研究・収集活動を進めるとともに、新たにテーマとして加えた自然史関係資料の調査・研究・収集活動を推進。	図書文化財課
伝統工芸等の記録による保存と継承手法の検討	長い歴史の中で伝えられてきた伝統工芸等が後世に受け継がれていくよう、関係機関や地域住民とも協働し、記録を作成するとともに、技術継承の手法等を検討。	図書文化財課

事業名	概要	所管課
社会教育施設等との連携の推進	大学、専門図書館や美術館・博物館等専門性の高い外部組織と連携し、学習意欲の高度化・専門家に応えるための講座等を実施。	図書文化財課 (図書館)
港区ミュージアムネットワーク	区の文化芸術の振興に資する組織として、区内に所在する博物館施設が加盟し、連携を深め、区の歴史・文化の情報を発信。	図書文化財課 (郷土歴史館)
郷土歴史館特別展	区の歴史・文化に関する調査、研究の成果や館所蔵資料の展示を通じて紹介。	図書文化財課 (郷土歴史館)
郷土歴史館各種事業	文化財を身近なものとして親しみ、理解するため、区の歴史に関する様々な講座を開催するとともに、来館促進や地域連携等を推進するためのワークショップやイベントを開催。	図書文化財課 (郷土歴史館)

事業名	概要	所管課
麻布ふれあいまつり	利用団体の活動の紹介や成果を発表する「場」を提供し、団体相互や地域住民との交流を促進。	麻布地区総合支所管理課 (麻布区民センター)
赤坂・青山多世代交流促進事業	多様な世代の興味を引くテーマを設定し、地域の資源である保育園、小・中学校、子ども中高生プラザ、いきいきプラザ、区民センター、区民協働スペース等を活用したイベントを実施。地区内の企業、町会・自治会等の協力を得て、身近な場所で多様な世代の方が気軽に集える機会を創出。	赤坂地区総合支所管理課
赤坂コミュニティまつり	利用団体の活動の紹介や成果を発表する「場」を提供し、団体相互や地域住民との交流を促進。	赤坂地区総合支所管理課 (赤坂区民センター)
赤坂・青山子ども共育事業	子どもを地域ぐるみで見守り、育てる環境を整備する事業。住民や地域団体、地域の企業等との連携・協働により、小・中学生を対象に「驚き、感動、気づき」を与え、「自ら考え、行動する」機会となる講座を実施。	赤坂地区総合支所協働推進課
赤坂・青山でつながり隊	町会・自治会等の“つながり（コミュニティ）”を深め、情報や機会、資源を分かち合える交流イベントを実施。 コミュニティ活動に誰もが興味・関心をもち、人と人とのつながりが創出されるような地域の団体が抱える課題解決をめざしたイベントを行い、活動の担い手が広がっていく仕組みをつくる。	赤坂地区総合支所協働推進課
潮展展示会	みなとパーク芝浦内の区民ギャラリーを利用し、障害者週間に合わせ、管内にある障害者のための事業所の利用者が作成した作品を展示。	芝浦港南地区総合支所管理課
レインボーコンサート	区民に危機管理に関心を持ってもらうため、行政機関による防災・防犯に関する講演会と、地域の音楽グループとのコラボレーションコンサートを開催。	芝浦港南地区総合支所管理課 (芝浦港南区民センター、台場区民センター)
芝浦港南ふれあいまつり	利用団体の活動の紹介や成果を発表する「場」を提供し、団体相互や地域住民との交流を促進。	芝浦港南地区総合支所管理課 (芝浦港南区民センター)

事業名	概要	所管課
お台場夏まつり	利用団体の活動の紹介や成果を発表する「場」を提供し、団体相互や地域企業の社会貢献活動と地域住民との接点創りや相互交流を促進。	芝浦港南地区総合支所管理課 (台場区民センター)
ブリッジフェスタ	芝浦・港南・台場にある各施設が合同で、地域で活動している団体が歌や演奏、民謡、踊りを発表し、交流。	芝浦港南地区総合支所管理課 (芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ、港南いきいきプラザ)
水辺のまちサーキュラーLAB.	運河の魅力を高め身近に感じてもらい、水質など環境改善に向けた気運を醸成するため、地区内の企業や大学、町会・自治会等と連携し、サーキュラーエコノミーの視点を取り入れた文化芸術等の取組を実施。	芝浦港南地区総合支所協働推進課
港区文化芸術ネットワーク会議	区内の文化芸術活動団体や文化芸術施設、企業、国際交流団体、大学、観光振興団体など、文化芸術に関わる区内の多様な主体が参加、交流できる場を設け、自発的な連携により新たな文化芸術が創造される機会を充実。	国際化・文化芸術担当 (公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団)
“社会を明るくする運動” みなと区民の集い	“社会を明るくする運動”の一環として、中学生による演奏・演技、親子で楽しむプロによるクラシックコンサートを実施。	保健福祉課 (“社会を明るくする運動”港区推進委員会)
“社会を明るくする運動”港区作文コンテスト	“社会を明るくする運動”の一環として、小・中学生を対象とした作文コンテストを実施。	保健福祉課 (“社会を明るくする運動”港区推進委員会)
青少年健全育成大会 in 六本木	“社会を明るくする運動”の一環として、区の小学校の児童等が演奏や演技等を披露。	保健福祉課 (“社会を明るくする運動”港区推進委員会)
長寿を祝う集い	76歳以上(令和7・8年度は77歳以上)の高齢者を対象に、式典のほか、芸能人、老人クラブ会員による演芸を実施。	高齢者支援課
みなとほほえみ月間 (老人保健福祉月間)	高齢者のいきがいや外出機会の確保のため、ボランティア団体や区内民間事業者、港区ミュージアムネットワーク加盟館などの協力を得て、音楽鑑賞やミュージアム巡りなど、様々な催しを企画。	高齢者支援課
介護予防フェスティバル	区が養成した介護予防リーダーや介護予防サポーターが主体となり、介護予防に関する活動の情報交換や普及・啓発を行うとともに、各種文化活動の体験ができる機会を提供。	高齢者支援課

事業名	概要	所管課
みんなとオレンジカフェ事業	認知症の人やその家族などを対象に、プロの演奏家や自主活動グループを招いての音楽会等を実施。	高齢者支援課
高齢者を対象とした区民向け事業	高齢者に関する相談支援に加え、介護予防や外出機会の確保のため、折り紙、大人の塗り絵などを実施。	高齢者支援課 (高齢者相談センター (地域包括支援センター))
障害者週間記念事業「ともに生きるみんなの集い」	障害者に対する理解の促進、差別の解消を目的として、皆さんでともに考え、区民団体によるパフォーマンス等を楽しむ事業を開催。	障害者福祉課
障害者週間ポスター原画展	障害の有無にかかわらず、その人らしさを認め合いながらともに生きる社会の実現に向けて、「障害者週間記念事業」のポスター原画を募集し、区有施設等で展示。	障害者福祉課
開発事業に係る定住促進指導	「港区開発事業に係る定住促進指導要綱」の規定に基づき「生活に便利な施設」として、図書館、資料館、美術館等の整備を誘導。	住宅課
交通安全のつどい	秋の交通安全運動期間に先がけ、区と区内の6警察署などが合同で、交通安全意識の高揚を目的に、交通安全教室に加え、音楽家や落語家などを招き開催。	地域交通課
交通安全ポスターコンクール	区民に交通安全について理解と関心を高めてもらうため、毎年、小・中学生から交通安全ポスターを募集。	地域交通課
エコプラザでの環境学習の推進	区民の環境の保全に関する理解を深めるため、芸術や食、歴史など身近な興味から環境に触れることのできる講座やイベントを開催。	環境課（エコプラザ）
平和祈念コンサート	「戦争の悲惨さ」「平和の尊さ」について考え、次の世代へ語り伝えていくことを目的とした「平和のつどい」の中で、幅広い世代の方々が楽しめるコンサートを開催。	人権・男女平等参画担当
憲法週間記念講演と映画のつどい	「憲法週間（5月1日～7日）」に合わせて、講演と映画上映を開催し、憲法について改めて考える場を提供。	人権・男女平等参画担当
人権週間記念講演と映画のつどい	「人権週間（12月4日～10日）」に合わせて、講演と映画上映を実施し、人権尊重意識向上のための啓発を実施。	人権・男女平等参画担当
男女平等参画フェスタ in リーブラ	男女平等参画推進の拠点としての知名度向上のため、実施事業や利用団体の活動内容の紹介及び活動成果の発表を実施。	人権・男女平等参画担当 (男女平等参画センター)

事業名	概要	所管課
地域学校協働活動推進事業	地域と学校が、連携・協働して子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動推進事業において、文化芸術団体や企業等の協力を得て、学校の総合的な学習の時間等における出前授業を実施。	生涯学習スポーツ振興課
MINATOシティハーフマラソン	「MINATOシティハーフマラソン」の一環として当日に開催する「RUN RUNフェス」において、区内を拠点とするジャズバンド、太鼓団体、盆踊り団体等の文化団体が出演。	生涯学習スポーツ振興課 (公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団)
明るい選挙啓発ポスターコンクール	区内小・中学校、高等学校を対象に、投票参加など選挙に関心を持つよう訴え、明るい選挙の実現を呼びかけるポスターを募集し、入選作品を区内施設で展示。	選挙管理委員会事務局

2 文化芸術振興に取り組む多様な主体への支援と連携

事業名	概要	所管課
Kiss ポートボランティアスタッフ	地域住民によるボランティアスタッフが、コンサート会場での運営補助や通訳など、ボランティアとして活躍。	地域振興課 (公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団)
文化団体との連携事業	区内の文化芸術活動の振興のため、港区音楽連盟、港区華道茶道連盟の活動の一部を支援。	国際化・文化芸術担当
港区文化芸術振興基金	社会経済情勢や財政状況の動向にかかわらず、文化芸術振興施策を安定的に推進していくため、平成19年4月に設置。区の文化芸術振興の趣旨に賛同する区民や文化芸術活動団体、企業等からの寄付金を積み立て、文化芸術振興のための事業に活用。(令和2年度からは、港区版ふるさと納税制度を利用した寄付が可能)	国際化・文化芸術担当
港区文化芸術活動サポート事業	区内で行われる文化芸術活動及びその活動を行う団体を育成するため、活動に係る経費の一部に対し助成金を交付するとともに、専門家のアドバイスによる支援を実施。	国際化・文化芸術担当 (公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団)
観光ボランティアガイド育成事業	観光客に区の魅力を発信するとともに、国内外から訪れる観光客のニーズにきめ細かく対応するため、観光ボランティアガイドを育成。	観光政策担当

事業名	概要	所管課
まなび屋	文化芸術に関する知識や技能を持つボランティア講師が、区民等のグループを対象に講座を実施。	生涯学習スポーツ振興課（生涯学習センター）
文化財保存事業費補助金	文化財の保存事業を促進するため、文化財保護法、都条例及び区条例の規定による指定を受けた文化財（指定文化財）の所有者、管理者、保持者（団体を含む）に対し、補助金を交付。	図書文化財課
文化財保護奨励金	文化財の保存と活用を奨励するため、区の指定を受けた文化財等の所有者等に対し、に奨励金を交付。	図書文化財課
ボランティアの育成	児童サービスボランティアの育成や、音訳ボランティアの技術向上のために講座を実施。	図書文化財課

2

3

危機を乗り越え持続可能な文化芸術活動の推進

事業名	概要	所管課
港区文化芸術振興基金 【再掲】	社会経済情勢や財政状況の動向にかかわらず、文化芸術振興施策を安定的に推進していくため、平成19年4月に設置。区の文化芸術振興の趣旨に賛同する区民や文化芸術活動団体、企業等からの寄付金を積み立て、文化芸術振興のための事業に活用。（令和2年度からは、港区版ふるさと納税制度を利用した寄付が可能）	国際化・文化芸術担当

施策

3

文化芸術振興施策の推進に向けた基盤整備

3

1

文化芸術の中核拠点となるみなと芸術センターの整備

事業名	概要	所管課
みなと芸術センターの整備	区の文化芸術の中核拠点となるみなと芸術センターを整備。	国際化・文化芸術担当
みなと芸術センター整備に向けたプレ事業	区で初めての文化芸術の専門施設の整備に向けて、全ての区民に愛される施設となるよう、プレ事業を実施。	国際化・文化芸術担当

3

2

文化芸術を通じた多様性を認め合う区民意識の醸成

事業名	概要	所管課
共生社会推進事業	障害の有無等にかかわらず、ともに鑑賞・参加・体験するための舞台やワークショップなど、共生社会の実現に向けたテーマ性・発信性のある事業を実施。	国際化・文化芸術担当 (公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団)
シアターリーブラ	男女平等及びジェンダーへの理解を深めるため、男女平等参画センター所蔵の映像資料を利用した映画上映会を開催。	人権・男女平等参画担当 (男女平等参画センター)
絵本の森	若年世代から男女平等参画及びジェンダーへの理解を深める目的で、未就学児の親子を対象に、男女平等参画センター所蔵の絵本を活用して、元保育士等による絵本の読み聞かせとプチ子育て質問会を開催。	人権・男女平等参画担当 (男女平等参画センター)
文化とジェンダー講座	伝統文化をジェンダーや男女平等参画の視点から考える講座を開催。	人権・男女平等参画担当 (男女平等参画センター)

3 3 様々な媒体を活用した文化芸術におけるコミュニケーションの充実

事業名	概要	所管課
港区コミュニティ情報誌「キスポーツ」	月1回、コミュニティ・スポーツ・文化・生涯学習・健康増進事業や各地域で活動している団体等のイベント情報、会員の募集に関する情報誌を発行。	地域振興課 (公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団)
港区文化芸術ネットワーク会議【再掲】	区内の文化芸術活動団体や文化芸術施設、企業、国際交流団体、大学、観光振興団体など、文化芸術に関わる区内の多様な主体が参加、交流できる場を設け、自発的な連携により新たな文化芸術が創造される機会を充実。	国際化・文化芸術担当 (公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団)
みなと芸術センター整備に向けたプレ事業【再掲】	区で初めての文化芸術の専門施設の整備に向けて、全ての区民に愛される施設となるよう、プレ事業を実施。	国際化・文化芸術担当
港区公式 SNS (X (旧 Twitter)・LINE・Facebook 等) の活用	必要な情報を必要な人に的確に届けるため、分野や地域ごとにイベントや地域のできごと、防災や環境美化など様々な話題を SNS で配信。	区長室

8

港区文化芸術振興条例

平成十八年六月二十八日
条例第四十七号

(目的)

第一条 この条例は、文化芸術の振興に関し、その基本理念を定め、港区（以下「区」という。）の責務及び区民等の役割を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、その総合的かつ効果的な推進を図り、もって心豊かな区民生活と魅力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 区民 区内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- 二 民間団体等 区内で活動する企業、文化芸術団体、地域団体その他の法人又は団体をいう。
- 三 区民等 区民及び民間団体等をいう。

(基本理念)

第三条 文化芸術の振興に当たっては、すべての区民が、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備が図られなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、区民等が文化芸術活動に参加することにより、誇りと愛着を持つことができる個性的で活力ある地域社会の実現が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、多種多様な文化芸術の保護及び発展並びに新たな文化芸術の創造の促進が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、区民等と区との連携及び協力により文化芸術の発展が図られなければならない。

(区の責務)

第四条 区は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）を総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 区は、文化芸術振興施策の実施に当たっては、区民等が行う文化芸術活動の自主性及び創造性を十分に尊重しつつ、区民等の協力を求め、又は区民等の人材、情報その他の資源（以下「区民等の資源」という。）を活用するよう努めるものとする。

3 区は、文化芸術振興施策を推進するため、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 区は、区の施策の実施に当たっては、文化芸術の振興を図る視点を取り入れるよう努めるものとする。

(区民の役割)

第五条 区民は、文化芸術の果たす役割と自らがその担い手であることを理解するとともに、相互の文化芸術活動を尊重しつつ、自主的かつ創造的な文化芸術活動を推進することによって、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(民間団体等の役割)

第六条 民間団体等は、地域社会の一員として、自主的に文化芸術活動を展開するとともに、区民の文化芸術活動を支援することによって、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(文化芸術に関するネットワークの整備等)

第七条 区は、文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備を図るため、区民等の資源を有効に活用し、文化芸術に関するネットワークの整備並びに情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第八条 区は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、文化芸術活動を支援する者その他の文化芸術を担う者の育成を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(伝統的文化等の保存及び継承並びに地域文化の発展)

第九条 区は、伝統的な文化及び文化財の保存及び継承並びに地域の文化の発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(国際文化交流)

第十条 区は、区民と世界の人々との相互理解を深め、多様な文化を尊重する社会を実現するため、文化芸術活動を通じた国際交流の推進に努めるものとする。

(顕彰)

第十一条 区は、文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

9

文化芸術基本法

平成十三年十二月七日法律第四百十八号

目次

前 文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附 則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の

実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対す

る関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流

及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮等）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携を図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

（文化芸術推進会議）

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年六月二三日法律第七三号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討）

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成三〇年六月八日法律第四二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月七日法律第二六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

関連計画等一覧

港区国際化推進プラン 計画期間： 令和3年度～令和8年度	国籍や民族が異なる人々が文化的違いを認め合いながら、一人ひとりの人権を尊重し、地域社会の一員としてともに考え、行動し、支え合う「多文化共生社会」の実現をめざす計画です。
港区観光振興プラン 計画期間： 令和6年度～令和8年度	都市観光のあり方や観光事業の体系的整理、推進体制、経済効果等を検討し、観光振興による商店街や中小企業、商業と産業の活性化をめざす基本的な方向性を示す計画です。
港区地域保健福祉計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童福祉、その他の福祉の各分野の共通的な事項や、健康づくり・保健に関する事項等の地域保健福祉施策を総合的に定めた計画です。「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画等」関係する計画を一体的に改定・策定するものです。
港区生涯学習推進計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	区における生涯学習を推進する体制を整えるとともに、全ての人の学びの意欲に応え、学習の成果を生かせるよう自主的な学習支援に取り組むための基本的な考え方や施策を示した計画です。
港区スポーツ推進計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	区民の「する」「みる」「ささえる」スポーツ活動の拡大に向けた具体的な取組と今後のスポーツ施策の基本的な方向性を示した計画です。
港区立図書館サービス推進計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	あらゆる人の生涯を通じたゆたかな学びを支える図書館を実現するため、今後の図書館サービスの基本的な方向性と具体的な取組を示した計画です。
港区学校教育推進計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	子どもたちや学校を取り巻く環境の変化、これまでの取組と成果、区民ニーズ等を踏まえた上で、区立幼稚園、小・中学校における教育のさらなる充実・発展、魅力ある学校づくりを着実に推進するための基本的な考え方や施策、具体的な取組を示した計画です。
港区DX推進計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	区民生活に関わるデジタル環境の変化に的確に対応するとともに、港区基本計画で示された目標の実現に向けて、DXの視点から施策の方向性を示す計画です。

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認ください。



